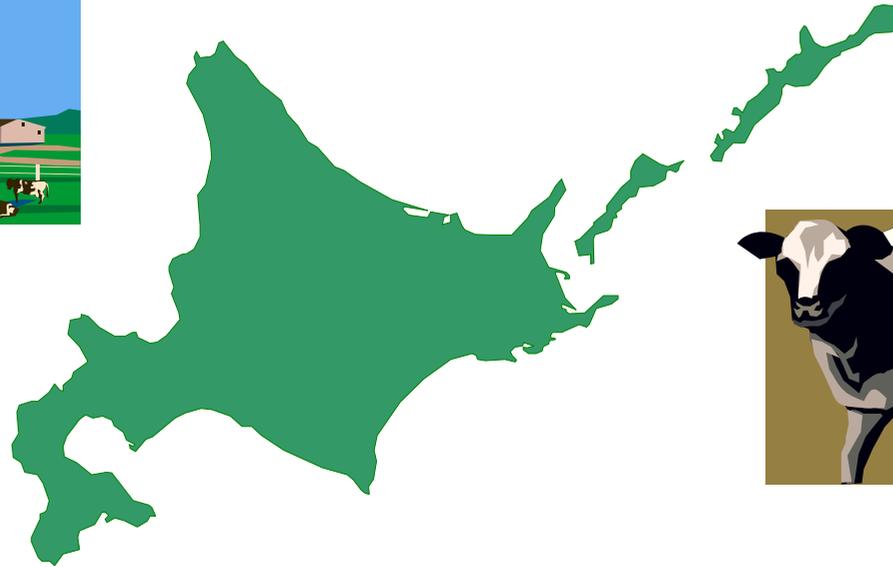
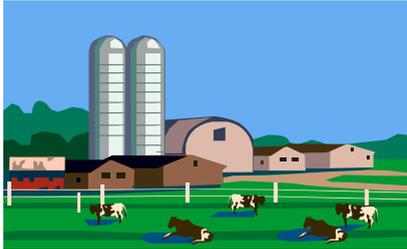


# 「北海道酪農の状況」について

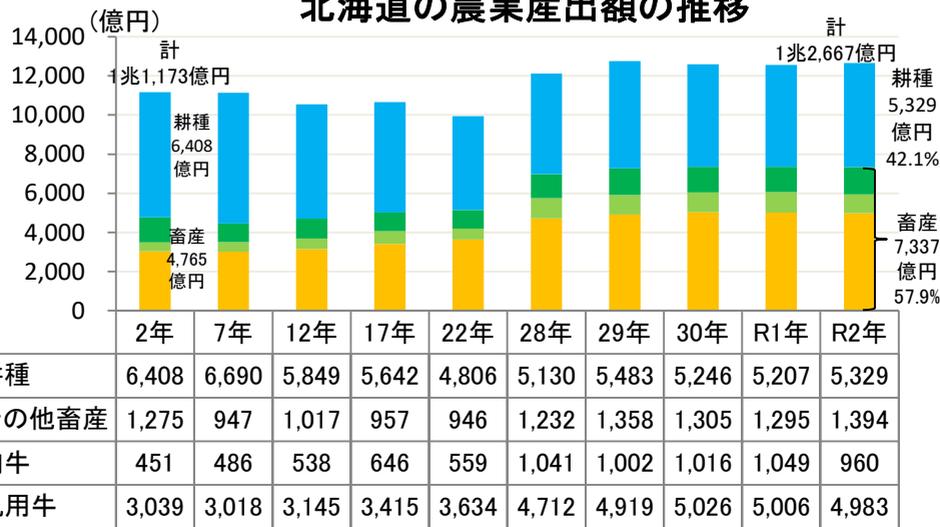


北海道 農政部  
生産振興局 畜産振興課

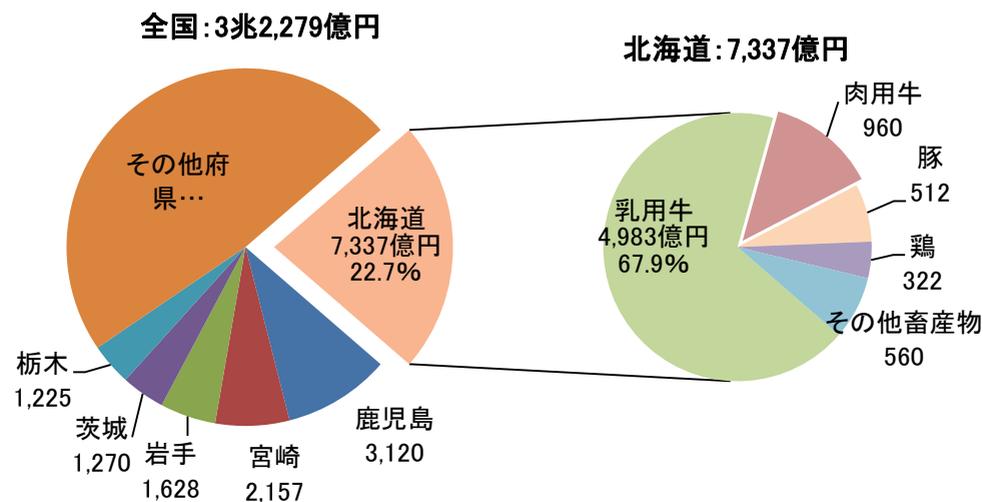
# 酪農・畜産の位置付け

- 令和2年(2020年)の北海道の農業産出額は1兆2,667億円で全国(8兆9,557億円)の14.1%。
- このうち畜産の産出額は7,337億円と全体の57.9%を占め、乳業・食品加工業や生産資材産業など裾野の広い関連産業とともに地域の雇用や経済を支える重要な基幹産業。
- 全国の畜産の農業産出額(3兆2,279億円)のうち本道の産出額は22.7%(7,337億円)で、国内最大の生産地。このうち乳用牛が4,983億円と畜産全体の67.9%。

北海道の農業産出額の推移



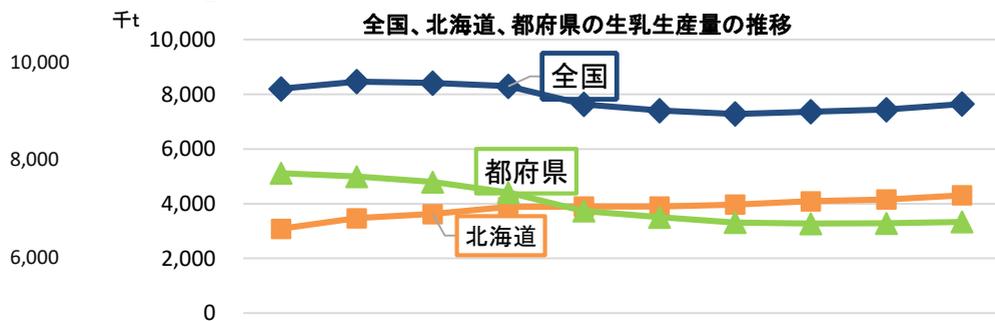
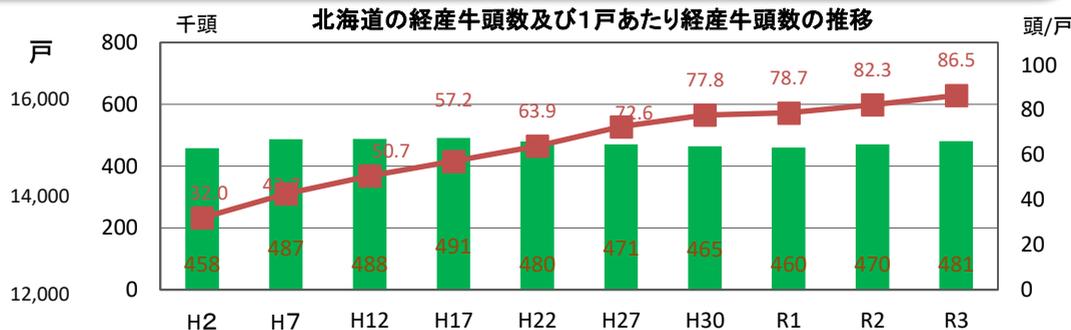
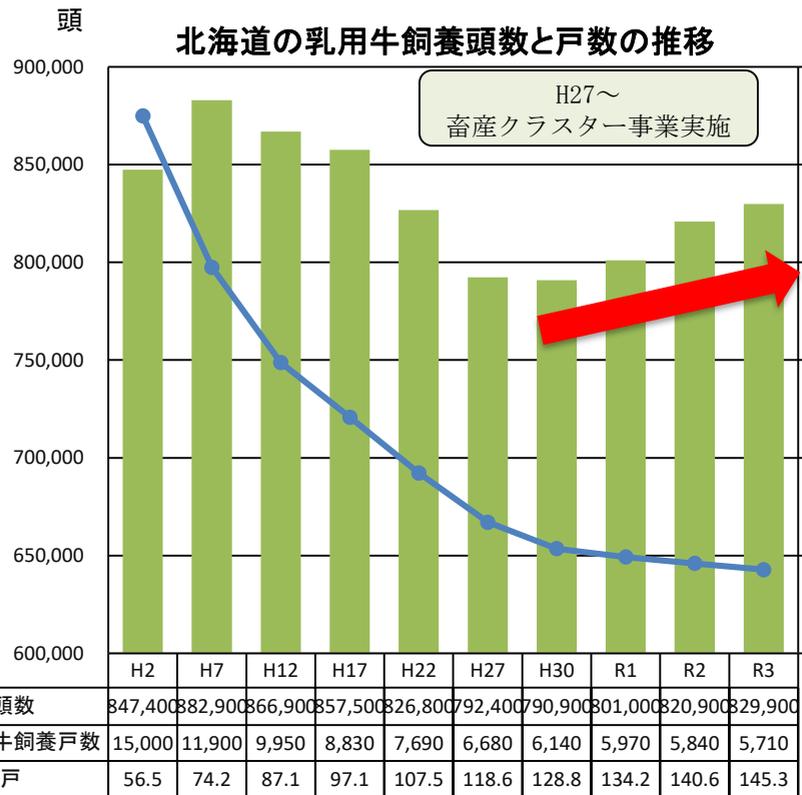
全国、北海道の畜産の農業産出額の内訳(R2)



資料: 農林水産省「生産農業所得統計」

# 乳用牛飼養状況と生乳生産量の推移

- 乳用牛の飼養戸数は、令和3年(2021年)2月1日現在、前年比2.2%減の5,710戸(H2年対比38.1%)。
- 飼養頭数は、平成30年(2018年)から増加に転じ、前年比1.1%増の829,900頭(H2年対比97.9%)、1戸当たり飼養頭数は145.3頭(H2年対比257.2%)。
- 令和3年度(2021年度)の生乳生産量は、経産牛頭数や一頭当たり乳量が増えたことなどにより、前年比103.6%の431万トン。
- 北海道の生乳生産量の全国に占める割合は年々増加し、平成22年度(2010年度)には過半を超え、令和3年度(2021年度)は約56.4%。



区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H30	H31	R2	R3年度
全国(千トン)	8,203	8,467	8,415	8,293	7,631	7,407	7,282	7,362	7,438	7,646
北海道(千トン)	3,086	3,472	3,622	3,883	3,897	3,900	3,967	4,092	4,154	4,311
北海道のシェア	37.6%	41.0%	43.0%	46.8%	51.1%	52.7%	54.5%	55.6%	55.8%	56.4%
生乳出荷戸数	12,679	10,490	8,988	7,909	6,974	5,945	5,481	5,308	5,203	-
生産量/戸数(トン)	243	331	403	491	559	656	724	771	798	-

# 最近の生乳の生産・処理状況

■ 生乳の生産量は、平成28年度以降、頭数の減少などにより減少傾向で推移してきたが、令和元年度に増加に転じ、令和3年度は北海道の生産量が前年度比+3.7%、都府県が+1.8%増加したことにより、全体で+2.9%増加。

■ 令和4年度(4-6月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年度比▲1.2%の減少、乳製品向けは同+4.1%の増加。

■ 令和4年度(4-6月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年度比▲0.9%、乳飲料は同▲2.1%、はっ酵乳は▲7.7%の減少。

## 生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位:万トン、%

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度 (4-6月)
生産量	728 (▲0.1)	736 (+1.1)	743 (+1.0)	765 (+2.9)	198 (+1.2)
北海道	397 (+1.2)	409 (+3.1)	416 (+1.6)	431 (+3.7)	111 (+2.3)
都府県	332 (▲1.6)	327 (▲1.3)	327 (+0.1)	334 (+1.8)	87 (▲0.1)
牛乳等向け処理量	401 (+0.6)	400 (▲0.2)	403 (+0.9)	400 (▲0.9)	102 (▲1.2)
乳製品向け処理量	323 (▲0.8)	332 (+2.8)	335 (+1.0)	360 (+7.3)	95 (+4.1)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	148 (-)	159 (+7.4)	170 (+6.3)	186 (+10.0)	51 (+5.5)
うちチーズ向け	40 (-)	40 (+0.2)	41 (+2.4)	44 (+5.7)	12 (+4.0)
うち生クリーム等向け	127 (-)	125 (▲1.6)	119 (▲4.1)	125 (+4.3)	31 (+1.9)

## 牛乳等の生産量の推移

単位:千キロリットル、%

	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度 (4-6月)
飲用牛乳等	3,567 (+0.9)	3,568 (+0.0)	3,584 (+0.4)	3,579 (▲0.1)	906 (▲0.9)
牛乳	3,154 (+1.9)	3,159 (+0.1)	3,195 (+1.2)	3,197 (+0.1)	811 (▲1.0)
加工乳・ 成分調整牛乳	412 (▲6.4)	410 (▲0.7)	389 (▲5.1)	382 (▲1.6)	95 (+0.1)
乳飲料	1,121 (▲3.9)	1,140 (+1.7)	1,094 (▲4.0)	1,054 (▲3.6)	268 (▲2.1)
はっ酵乳	1,063 (▲1.1)	1,033 (▲2.8)	1,053 (+1.9)	1,025 (▲2.7)	249 (▲7.7)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」

※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。

※ 令和3年度および令和4年度の数値は速報値。

※ 平成30年度の脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けは、補給金交付対象の変更により、前年度の数値と接続しないため、対前年度比は掲載しない。

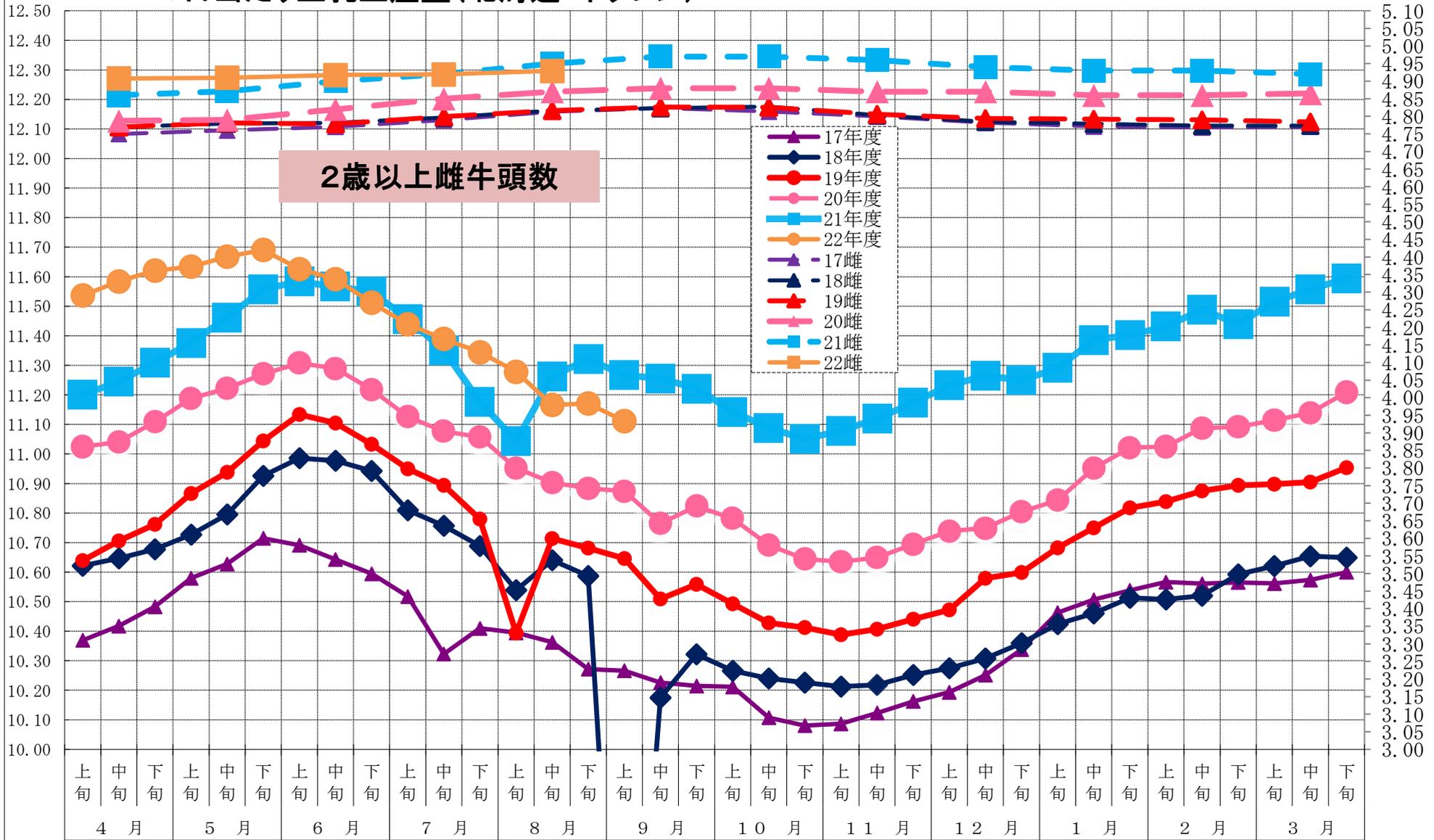
資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」

# 生乳生産量の推移(全道)

(千トン/日)

## 1日当たり生乳生産量(北海道・ホクレン)

(十万頭)



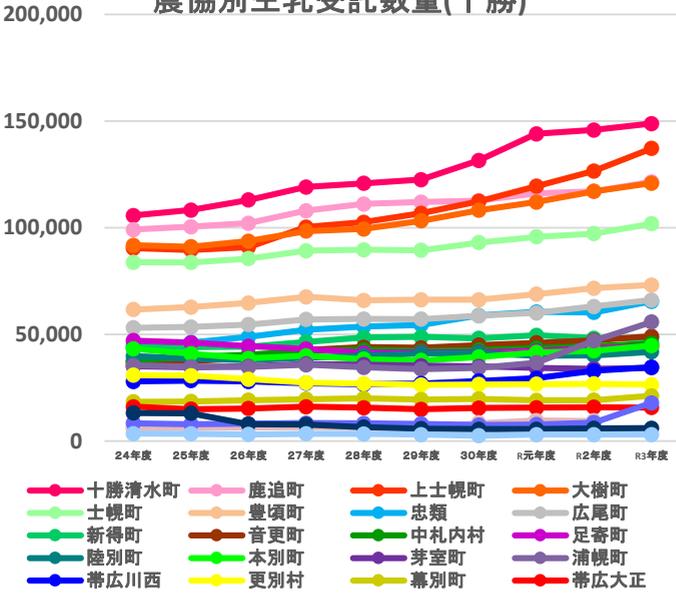
令和4年度生乳生産目標 = 令和3年度生乳生産目標 × 101%

資料: ホクレン生乳受託乳量、Jミルク調べ

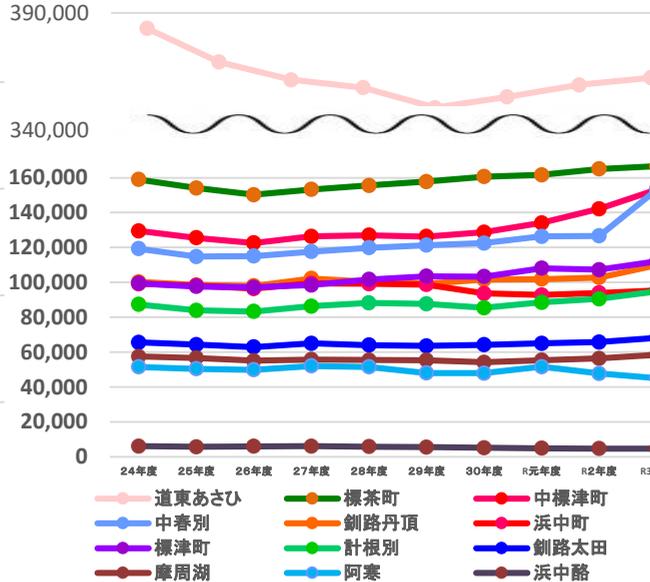
# 生乳生産量の推移(地域)

資料: ホクレン生乳受託乳量

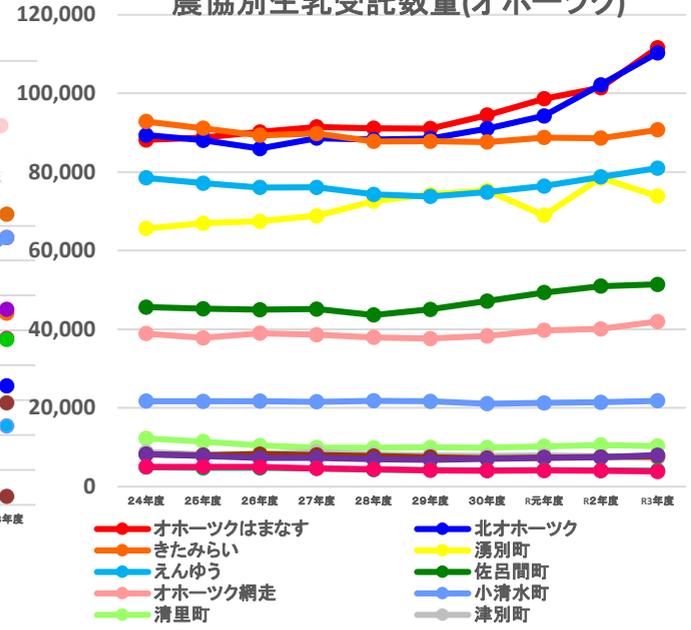
## 農協別生乳受託数量(十勝)



## 農協別生乳受託数量(根釧)

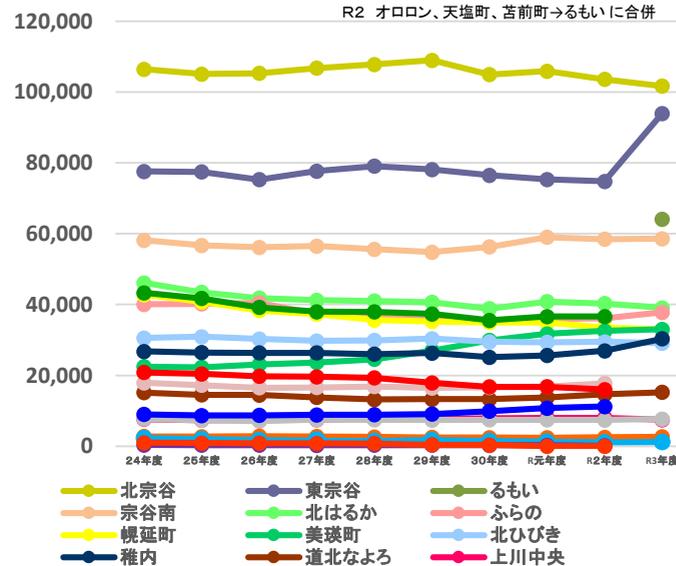


## 農協別生乳受託数量(オホーツク)

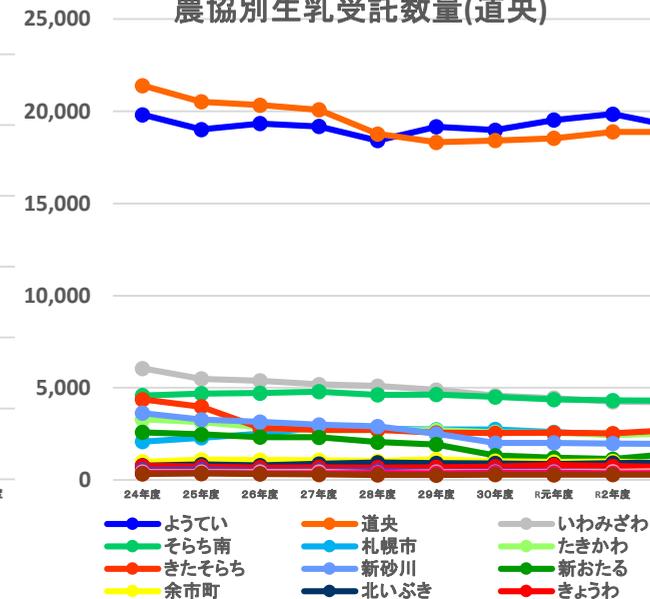


## 農協別生乳受託数量(道北)

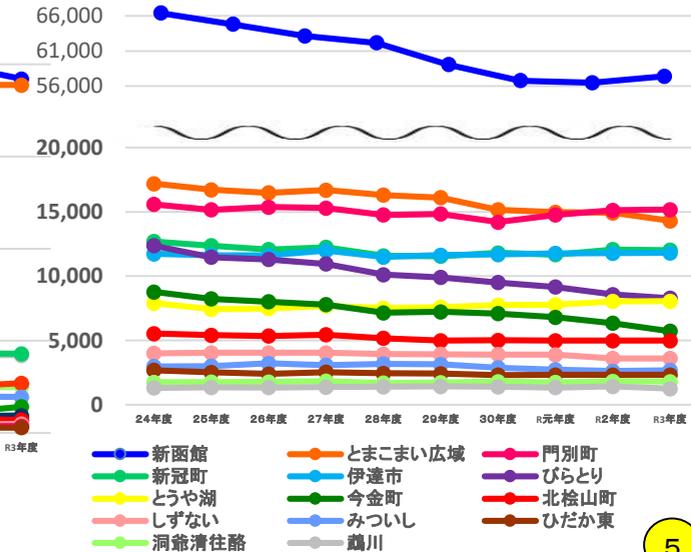
R2 オロロン、天塩町、苫前町→るもいに合併



## 農協別生乳受託数量(道央)



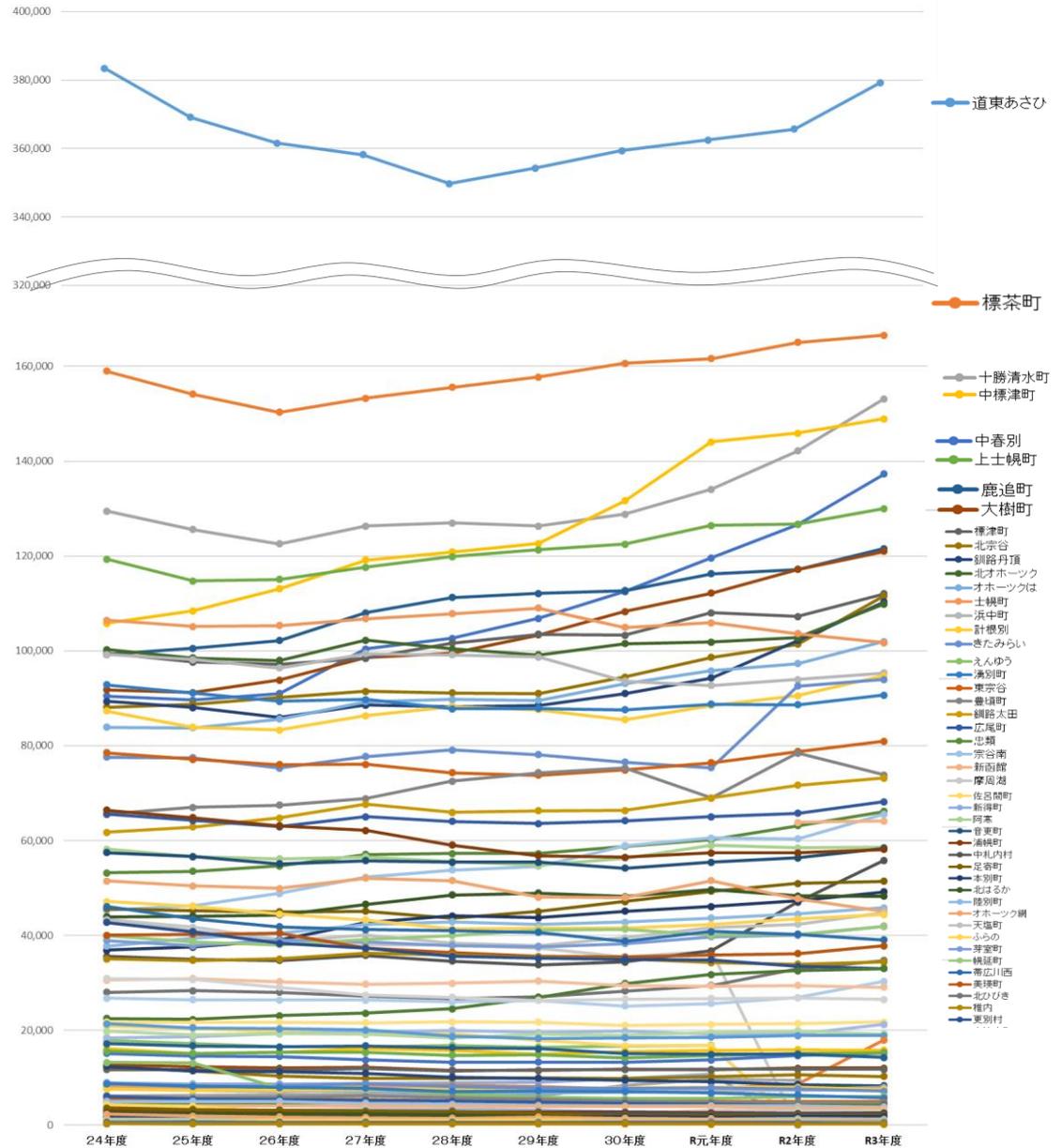
## 農協別生乳受託数量(道南)



# 生乳生産量の推移(全道)

	農協名	R3年度
1	道東あさひ	379,206
2	標茶町	166,550
3	中標津町	153,146
4	十勝清水町	148,936
5	上士幌町	137,245
6	中春別	129,987
7	鹿追町	121,560
8	大樹町	120,964
9	標津町	112,032
10	オホーツクはまなす	111,601
11	北オホーツク	110,321
12	釧路丹頂	109,871
13	士幌町	101,967
14	北宗谷	101,713
15	浜中町	95,356
16	計根別	94,740
17	東宗谷	93,960
	中頓別町	
18	きたみらい	90,700
19	えんゆう	80,967
20	湧別町	73,845
21	豊頃町	73,203
22	釧路太田	68,156
23	広尾町	66,175
24	忠類	65,555
25	るもい	
	天塩町	
	オロロン	64,129
	苫前町	
26	宗谷南	58,615
27	摩周湖	58,374
28	新函館	58,144
29	浦幌町	55,832
30	佐呂間町	51,397
31	音更町	49,220
32	新得町	48,280
33	中札内村	45,810
34	阿寒	45,085
35	本別町	44,855
36	足寄町	44,389
37	オホーツク網走	41,959
38	陸別町	41,890
39	北はるか	39,082
40	ふらの	37,808
41	帯広川西	34,706
42	芽室町	34,430
43	幌延町	33,026
44	美瑛町	33,001
45	稚内	30,318
46	北ひびき	29,107

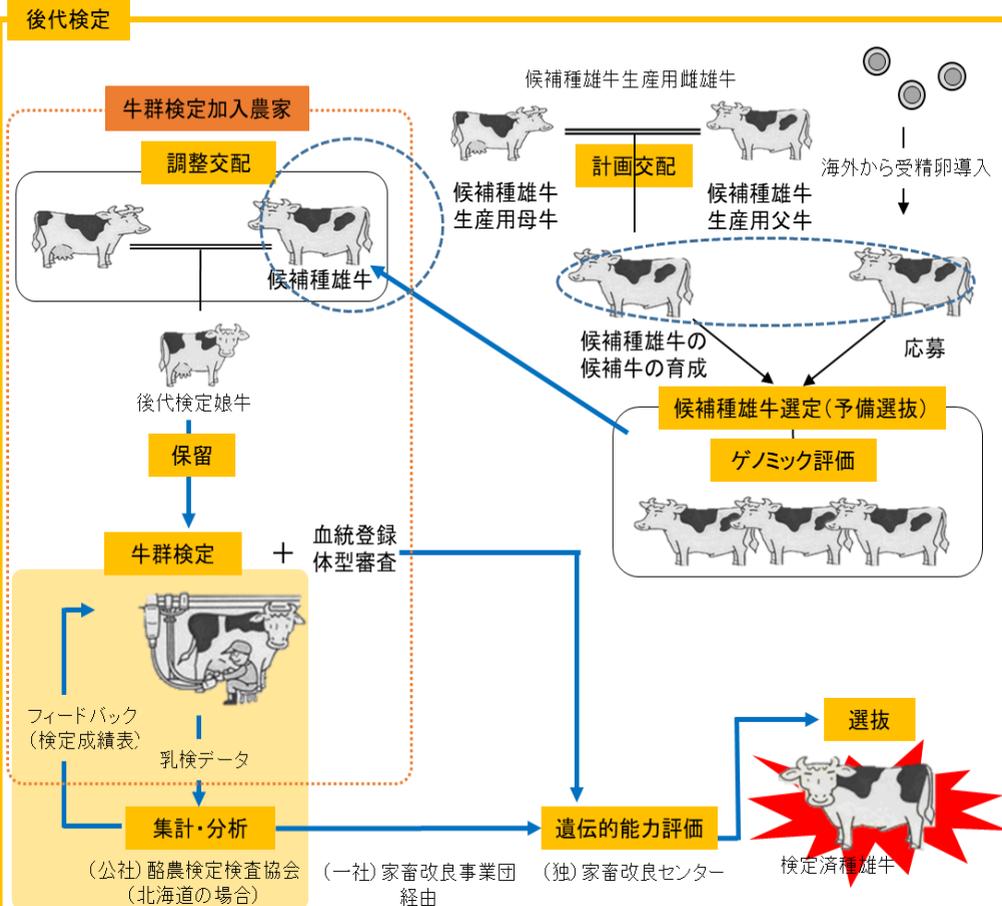
47	更別村	26,492
48	小清水町	21,801
49	幕別町	21,236
50	ようてい	19,208
51	道央	18,877
52	十勝池田町	17,955
	十勝高島	
53	帯広大正	15,785
54	道北なよろ	15,243
55	門別町	15,178
56	とまこまい広域	14,312
57	新冠町	12,024
58	伊達市	11,807
59	清里町	10,293
60	びらとり	8,284
61	とうや湖	8,052
62	美幌町	7,974
63	斜里町	7,707
64	東神楽	7,665
65	上川中央	7,503
66	津別町	7,211
67	札内	6,096
68	今金町	5,723
69	北桧山町	4,981
70	浜中酪	4,714
71	そらち南	4,301
72	いわみざわ	4,207
73	常呂町	4,021
74	女満別町	3,850
75	しずない	3,603
76	宗谷南	3,075
77	きたそらち	2,696
78	みついし	2,673
79	たいせつ	2,647
80	札幌市	2,576
81	たきかわ	2,514
82	ひだか東	2,317
83	新砂川	1,954
84	洞爺清住酪	1,792
85	新おたる	1,420
86	鶴川	1,245
87	あさひかわ	1,145
88	北いぶき	943
89	余市町	892
90	きょうわ	713
91	ながめま	496
92	南幌町	386
93	月形町	372
94	ピンネ	297
95	比布町	142
96	旭富酪	0



# 乳用牛の改良

- 本道酪農の生産性向上を図るためには、牛群検定及び後代検定による乳牛の遺伝的改良は不可欠。
- 牛群検定事業の検定農家普及率は、68.3%。検定牛普及率は、75.5%。
- 経産牛1頭当たりの乳量は、牛群検定加入農家で9,878kgと北海道平均(8,943kg)を上回って推移。

## 乳用牛改良(牛群検定・後代検定)体制



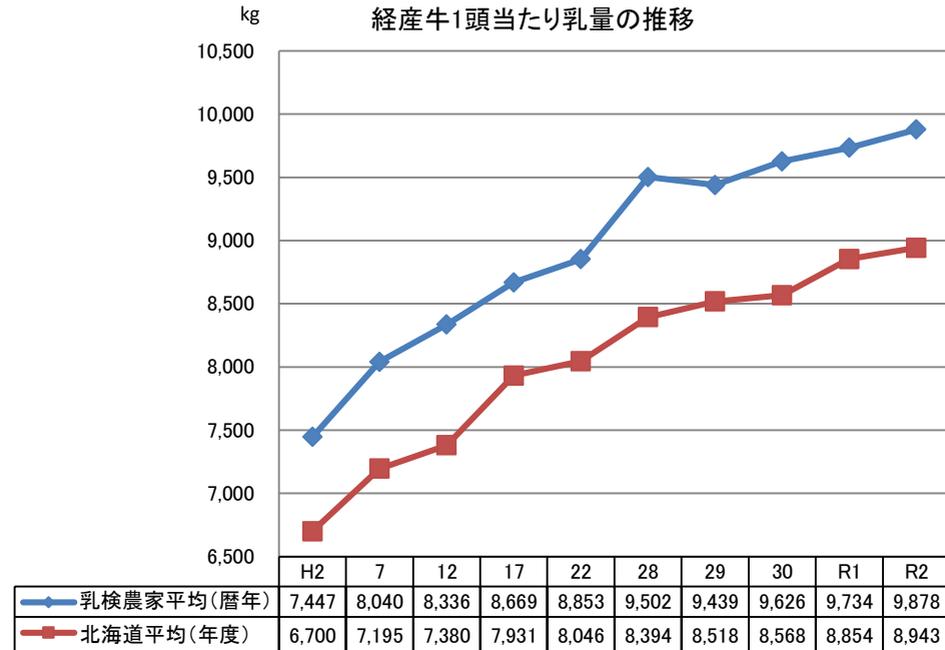
## ■乳用牛群検定事業の実施状況

検定組合数(組合)	加入戸数(戸)	加入頭数(頭)
98	3,788 (68.3%)	354,974 (75.5%)

資料:(一社)家畜改良事業団調べ(R3年度末現在)

注:( )は、成畜(雌牛)飼養戸数及び経産牛頭数に対する普及率

## 経産牛1頭当たり乳量の推移

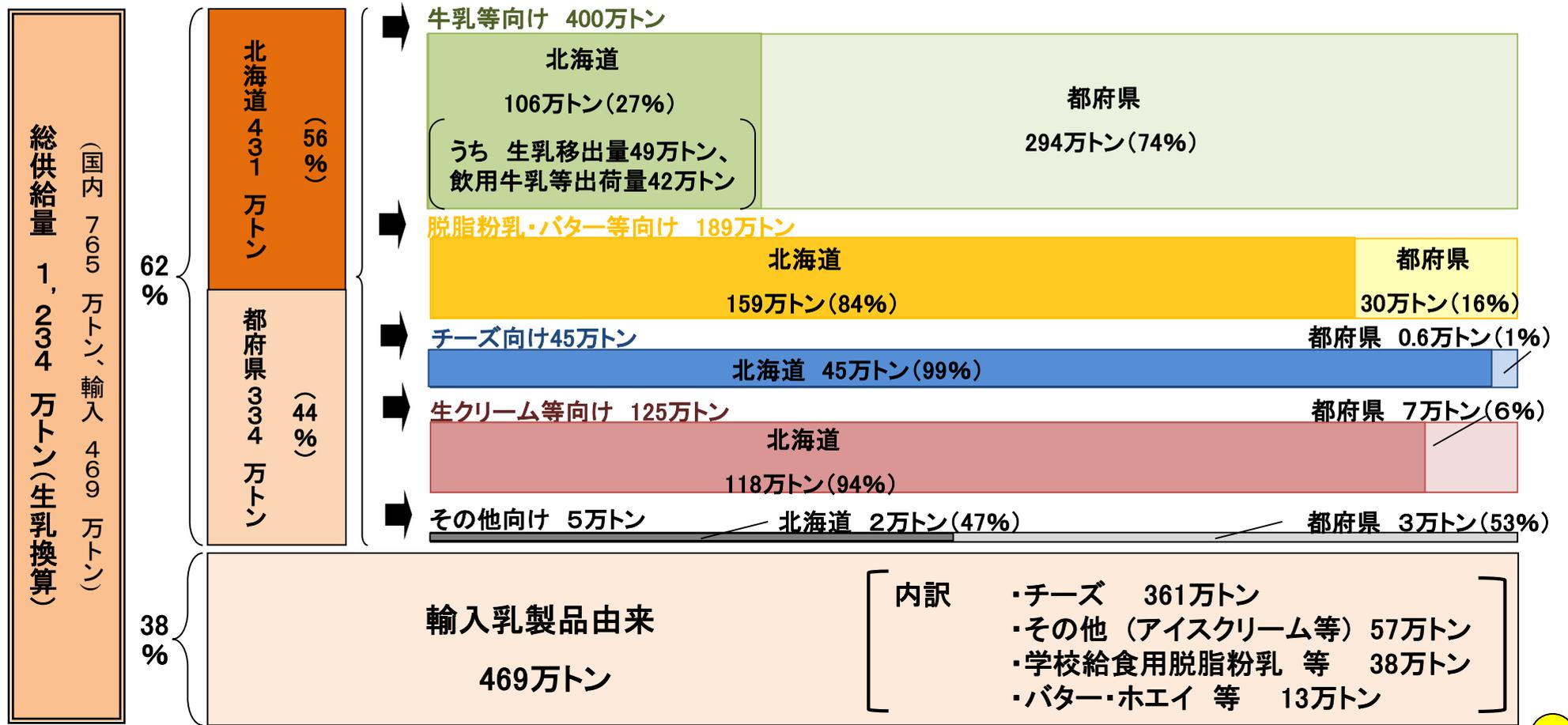


資料:乳検農家乳量は(公社)北海道酪農検定検査協会年間検定成績、北海道平均は農林水産省「畜産統計」・「牛乳乳製品統計」より推計

# 牛乳・乳製品の需給構造

- 我が国の牛乳乳製品の総供給量は、生乳換算で1,234万トン。うち国産765万トン、輸入469万トン。
- 北海道は、国内生産量の5割以上を生産。道内生産量の約2割は飲用牛乳等向け(このうち約9割は都府県へ移出)、約8割は脱脂粉乳・バター向けなど乳製品向け。

## 【牛乳・乳製品の需給構造(令和3年度)】

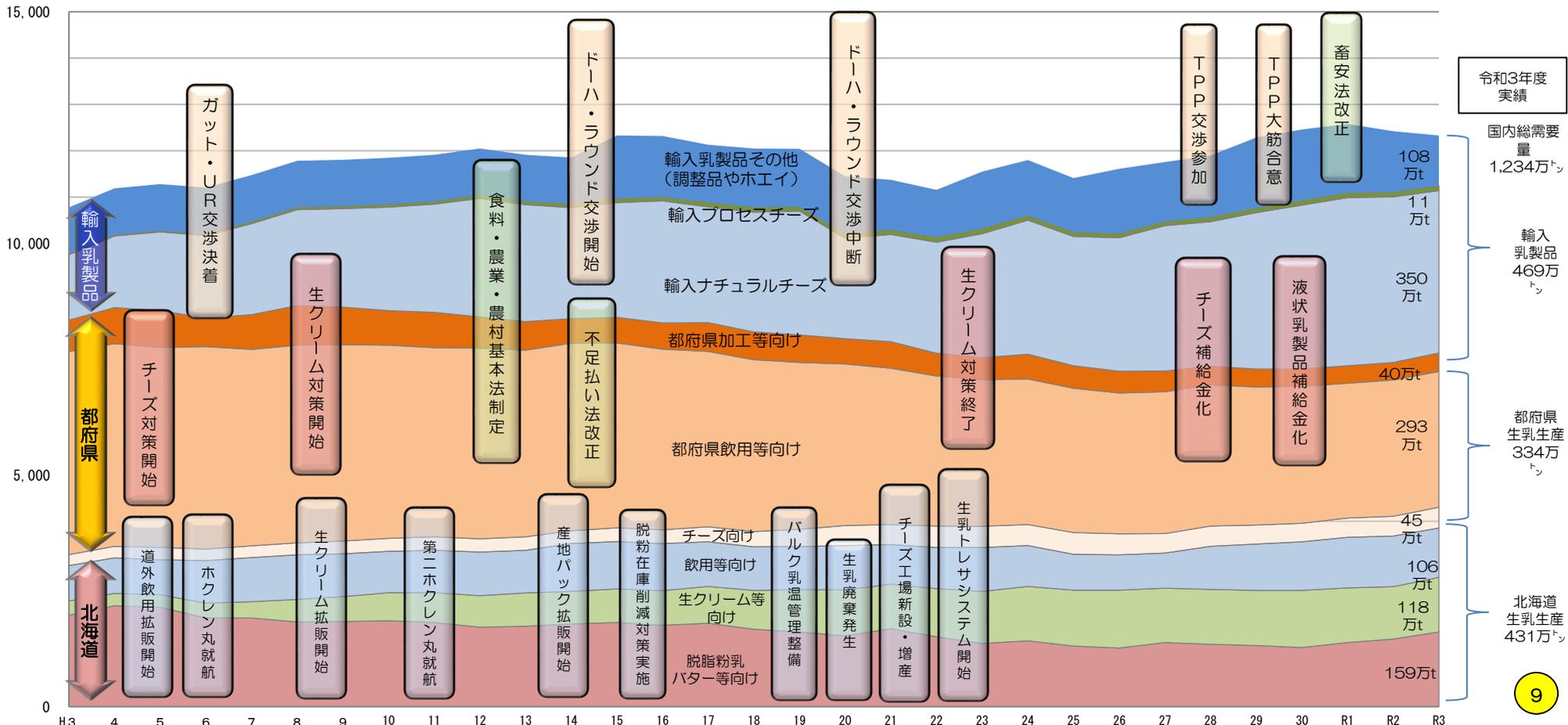


# 生乳等の需給の推移

- 国内総需要量は、1,234万トン(対前年99%)と近年減少傾向で推移。
- 令和3年度(2021年度)の全国の生乳生産量765万トンのうち、約5割が飲用牛乳等に仕向けられるため、その消費動向が全体需給に大きく影響。
- 北海道の生乳生産量431万トンのうち、乳製品向けが約8割を占めている。
- チーズを中心とする輸入乳製品の割合は、生乳換算で469万トンとなった。

(単位：千t)

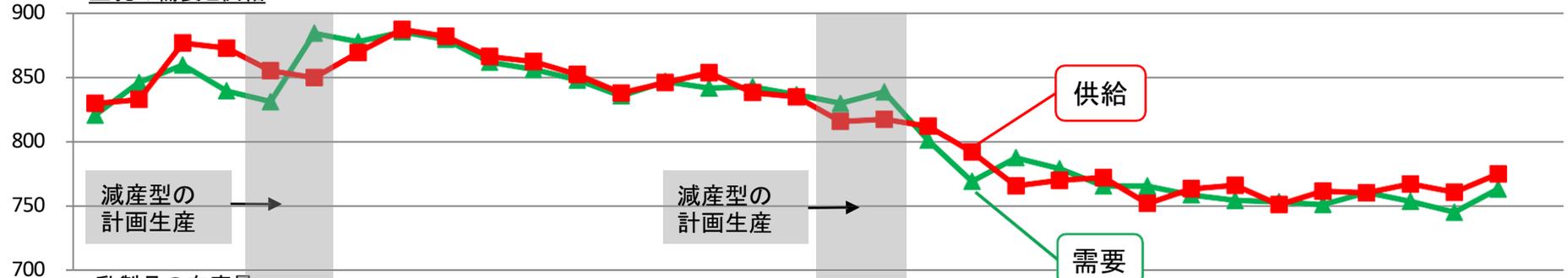
国内の牛乳乳製品需要動向と乳製品輸入量の推移について（生乳換算）



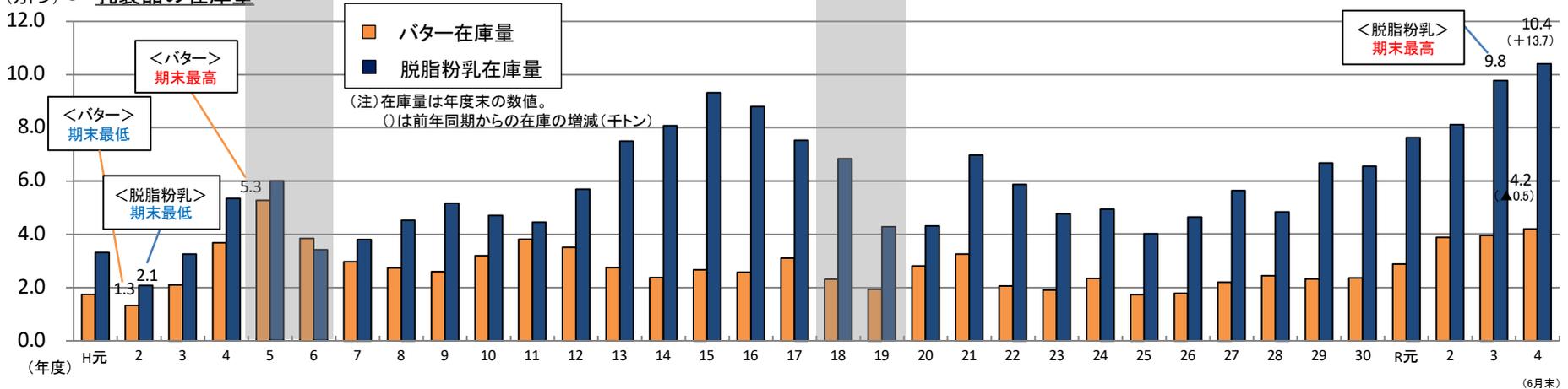
# 生乳需給と脱脂粉乳、バターとの在庫量等の推移

- 生乳需給について、これまでは国内生乳生産量の減少によりひっ迫傾向で推移しており、輸入により需要を賄ってきたところであったが、令和元年度に生乳生産量が増加に転じたところ。
- 令和2年度に、新型コロナの感染拡大に伴う学校の休校や業務用需要の減少等により、生乳を保存の利くバター・脱脂粉乳等向けに仕向けてきたことから消費量に対して生産量が大幅に増加し、在庫量も前年同期に比べ増加。令和3年度も生乳需給が緩和傾向で推移したこと等から、在庫量は前年同期に比べ増加。
- 直近の令和4年度(6月末)の在庫量については、脱脂粉乳については消費が低調に推移していることから前年同期に比べ増加した一方で、バターは需要の回復がみられており前年同期に比べ減少。

## ● 生乳の需要と供給



## ● 乳製品の在庫量



# 全国協調の酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業

○ 新型コロナの影響により、業務用需要が低迷し、長期保存が可能な脱脂粉乳等の在庫が積み上がっていることから、全国の生産者団体と乳業メーカーの拠出により、基金を造成し、脱脂粉乳の在庫削減対策(25千ト)の実施に対して、国は、令和4年度ALIC事業で支援措置(28.3億円)。

酪農乳業乳製品在庫対策基金 (2022年度予算案:約40億円、2023年度予算案:約3.6億円)<sup>※</sup>

※基金への拠出は消費税は不課税として取り扱う

生産者 約36.3億円  
基金拠出分(45銭/kg)

生産者・乳業者の  
負担割合は1:1を  
原則として運用

乳業者 約7.3億円  
基金拠出分(10~45銭/kg)

乳製品在庫調整乳業者負担分  
(本体価格(単価)の値引き) 約29.0億円

乳業者  
負担  
合計  
36.3  
億円

※予算案は単価を決定する前であったことから生産者50銭/kg、乳業者10銭/kgで算出した額となっております。

## 在庫対策事業助成モデル(基本的な考え)

大口需要  
者価格

国  
在庫低減支援対策  
(28.3億円)  
※対象:脱脂粉乳



# 道内の乳業工場

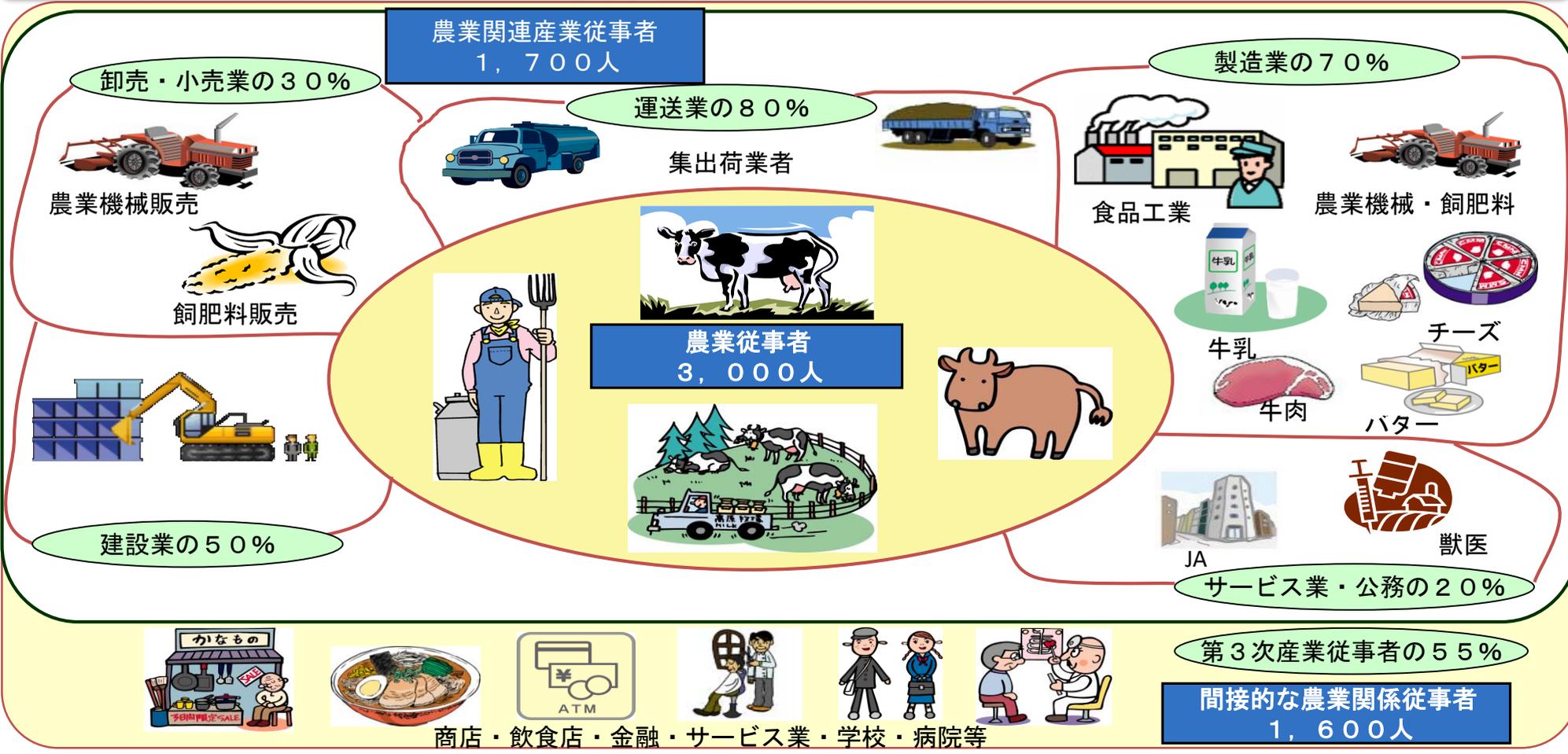
- 道内には、数多くの乳業工場(大手4社:18工場、その他:277工場 ※令和3年度末時点)が立地。
- 道東・道北の酪農主産地には、バター、脱脂粉乳、チーズ、生クリーム等の乳製品を製造する大規模工場が立地しており、札幌や旭川、函館、帯広等の都市近郊には飲用牛乳を製造する工場が立地。
- ほくれん丸等による生乳の道外移出も行われており、令和3年度(2021年度)は約39万トン进行移出。



注1:生乳概ね6万t以上の受入工場  
注2:令和3年度ホクレン受託乳量

# 酪農と地域の雇用・経済(例:酪農地帯B町)

- 酪農地帯に位置するB町は、生乳生産を中心に、これらを加工する飲用乳工場や乳製品工場、また、農業機械工場、飼料・肥料工場などが立地。
- B町の全従事者の約7割が農業と関連ある仕事に従事していると見込まれ、関税撤廃による農産物の生産減少は、地域の経済・社会に大きな影響を与えるおそれがある。



町内全従事者8,600人の **73%**、6,300人に影響

# 酪農の担い手の育成・確保

- 令和3年(2021年)2月1日の生乳出荷戸数は5,203戸。1年間に134戸が生乳出荷を中止し(協業法人化による減少分を含め)、新たに29戸が生乳出荷を開始、その結果、令和2年2月1日と比較して105戸が減少、減少率は1.98%となっている。
- 近年、酪農における新規就農者数は100名/年程度で推移しているが、新規参入者数は近年20~30名程度にとどまっている。なお、昭和45年(1970年)から令和2年(2020年)までの、酪農への新規参入は751戸で、うち403戸(53.7%)が農場リース事業を活用。
- 酪農生産基盤の維持・強化には、既存制度の活用にとどまらず、多様な経営継承の取組が必要。  
(例: 浜中町や別海町では、研修から新規就農までを支援する研修牧場を、また、宗谷・十勝・釧路・根室管内などの酪農地帯では、研修機能を持つ大型協業法人が設置)

## ■生乳出荷戸数の推移

区分	H7	H12	H17	H22	H30	R1	R2	R3
出荷戸数	10,853	9,279	8,123	7,149	5,628	5,481	5,308	5,203
出荷停止数①	394	320	234	195	169	168	196	134
新規出荷戸数②	20	29	20	20	22	21	23	29
減少戸数(①-②)	374	291	214	175	147	147	173	105
減少率(%)	3.45%	3.14%	2.63%	2.45%	2.55%	2.61%	3.07%	1.98%

資料: 北海道農政部調べ  
(出荷戸数は各年2月1日現在、その他は前年2月~当年1月の移動数)

## ■農場リース事業の仕組み



## ■酪農における新規就農者数の推移

区分	H7	H12	H17	H22	H29	H30	R1	R2	S45以降計
新規就農	141	170	182	190	86	117	81	115	-
新規学卒	122	108	107	91	30	54	26	34	-
Uターン	9	41	61	80	34	42	30	48	-
新規参入	10	21	14	19	22	21	25	33	751
うち農場リース	7	14	11	7	4	9	11	3	403

資料: 北海道農政部調べ(各集計は各年1月~12月までの実績)

# 酪農の飼養形態

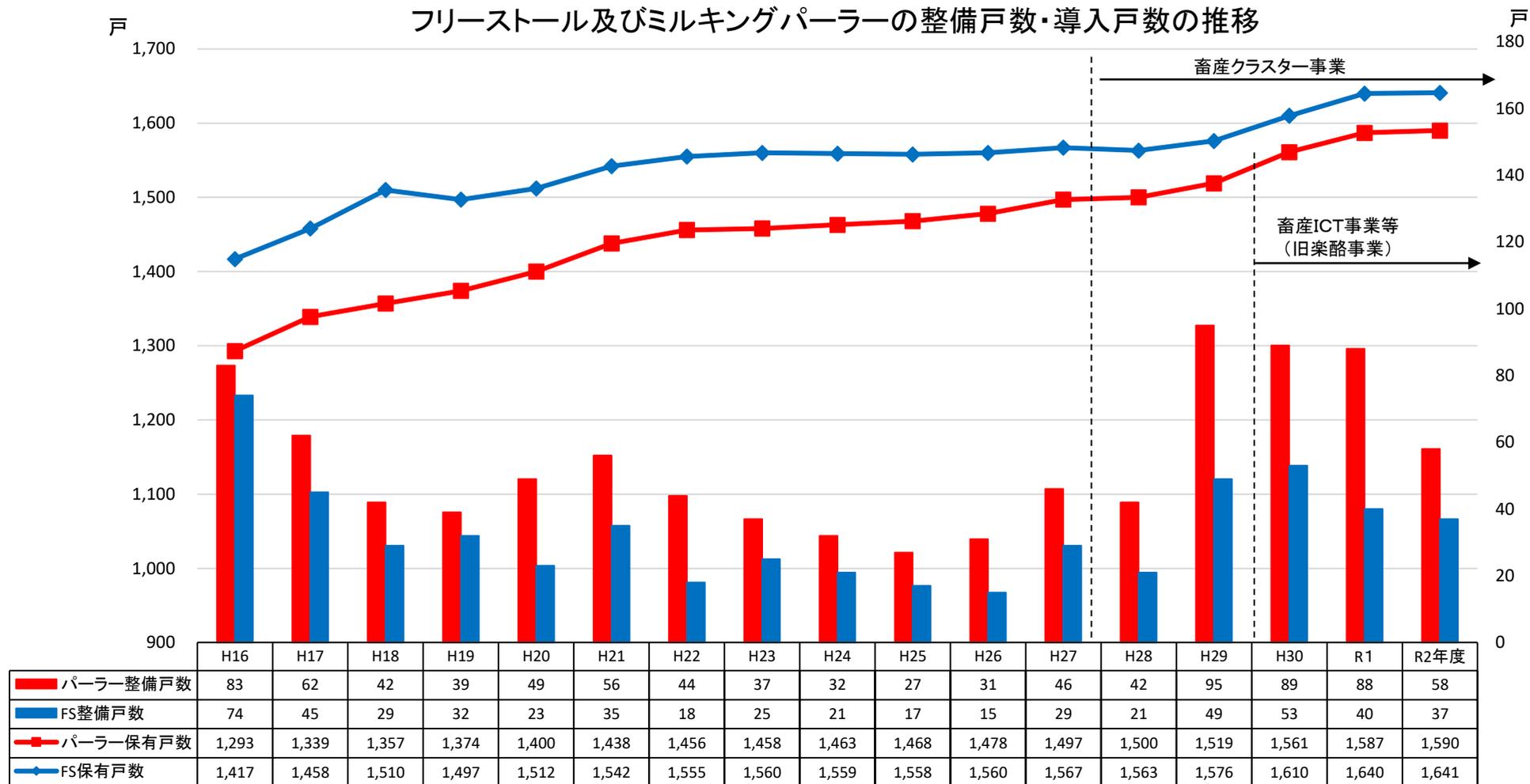
- 北海道の酪農の飼養形態は、家族経営体がおよそ95%、大規模法人などの組織経営体が5～6%と、小規模農家が大宗を占める。
- 経営体のうち、繋ぎ飼いが全生乳出荷戸数の60%程度を占め、フリーストールが30%程度、放牧主体が5～10%を占める。
- 畜産クラスター事業等を活用し、フリーストールの整備、搾乳ロボットの導入等の規模拡大の取組が進展。

飼養形態	家族経営体				組織経営体	備 考
	放牧主体	繋ぎ飼い	フリーストール		組織経営体	
				うち搾乳ロボット		
	 (5月～10月)					
1戸(経営体)当たり 経産牛飼養頭数(※)	～約80頭/戸	～約80頭/戸	約100頭/戸～	約0～120頭/戸	約250頭/戸～	
1頭当たり平均乳量(※)	6,000～8,000kg/年	8,000kg/年	9,000～10,000kg/年	9,500～10,000kg/年	9,000kg～/年	・経営体間の差異が大きい ・道内平均:8,943kg/頭 (R2年度)
飼養形態割合	5～10%程度	60%程度	30%程度	10%程度	5～6%程度	生乳出荷戸数計5,203戸 (R3.2.1)
メリット	・牛が自ら採食するため、飼養管理、飼料生産の省力化 ・購入飼料費の削減などによる低コスト生産が可能	・飼料給与や繁殖確認等の個体管理が容易 ・牛1頭当たりの施設面積が小さくて済む	・搾乳や給餌の労力が減少、牛のストレスも軽減 ・発情行動がわかりやすくなる	・搾乳作業の実働が極めて少なくなり、労働時間が短縮 ・搾乳回数の増加(3回/日程度)により、乳量が増加	・出役日や勤務時間の調整により、休日取得や労働時間の短縮が可能	
デメリット	・1頭当たりの乳量が他の飼養形態と比較して少なくなる可能性。 ・搾乳施設の周辺に、まとまって整備された放牧地が必要	・人が動くことが必要であり、搾乳や給餌に労力がかかる	・設備投資額が大きくなる ・繋ぎ飼いのような個体管理が困難(群管理)	・設備投資額が大きくなる ・乳用牛をロボットに馴れさせる必要がある	・設備投資額が極めて大 ・経営主による労務管理能力の向上が必須	

※ 1戸(経営体)当たり経産牛飼養頭数及び1頭当たり平均乳量は目安。

# 施設整備(フリーストール・ミルクパーラー)の状況

○ フリーストール・ミルクパーラーの整備戸数は、平成27年度(2015年度)以降、畜産クラスター事業や畜産ICT事業等の活用により増加。



資料：北海道農政部調べ

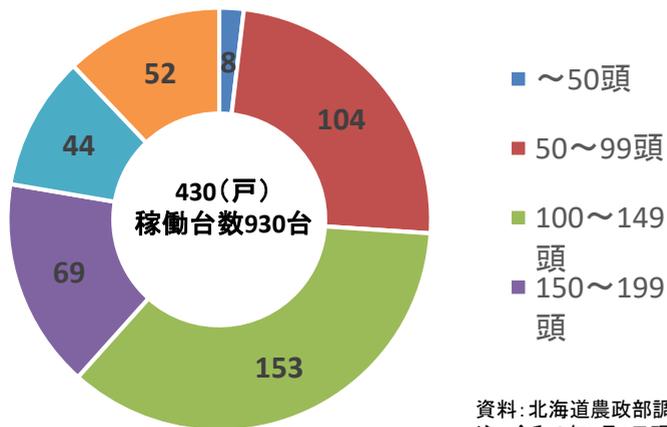
注1：整備戸数は4～3月分で集計。2月1日現在調べのため、R2年度はR3年2月1日以降の整備数を含んでいない。

注2：保有戸数は、当該年度2月1日現在の戸数

# 施設整備(搾乳ロボット)の状況

- 労働力不足への対応などから、省力化機械の導入が進んでおり、搾乳ロボットについては、平成9年(1997年)に道内で初めて整備されて以降、毎年10戸程度で整備。
- 平成27年度(2015年度)以降、畜産クラスター事業等の活用により搾乳ロボットの整備が加速化。1戸で複数台を保有する酪農家も増加しており、令和3年(2021年)2月現在、430戸で搾乳ロボットが稼働している。

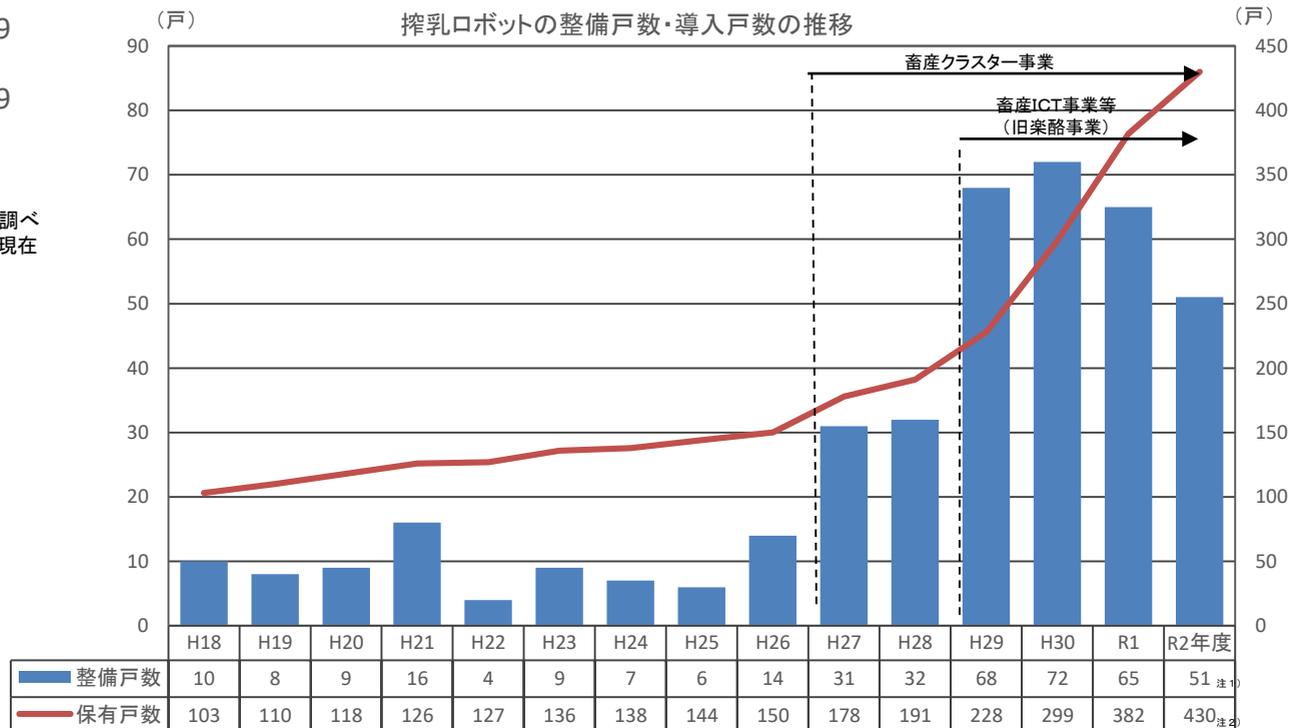
経営規模別の搾乳ロボット保有農家戸数



資料: 北海道農政部調べ  
注: 令和3年2月1日現在



(戸) 搾乳ロボットの整備戸数・導入戸数の推移



資料: 北海道農政部調べ

注1: 整備戸数は4～3月分で集計。2月1日現在調べのため、R2年度は3年2月1日以降の整備数を含んでいない。

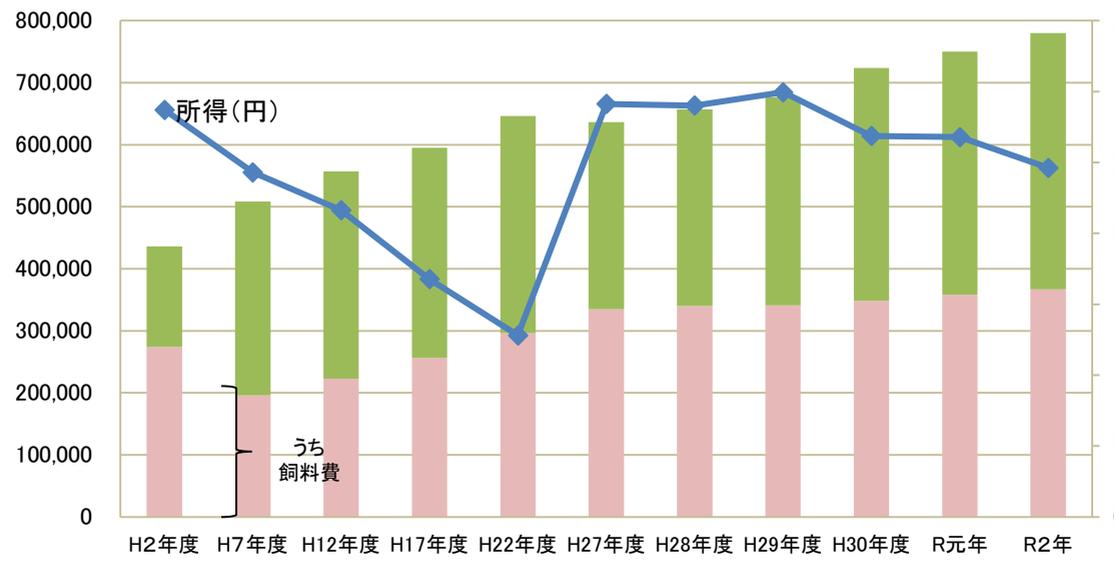
注2: 保有戸数は、当該年度2月1日現在の戸数。



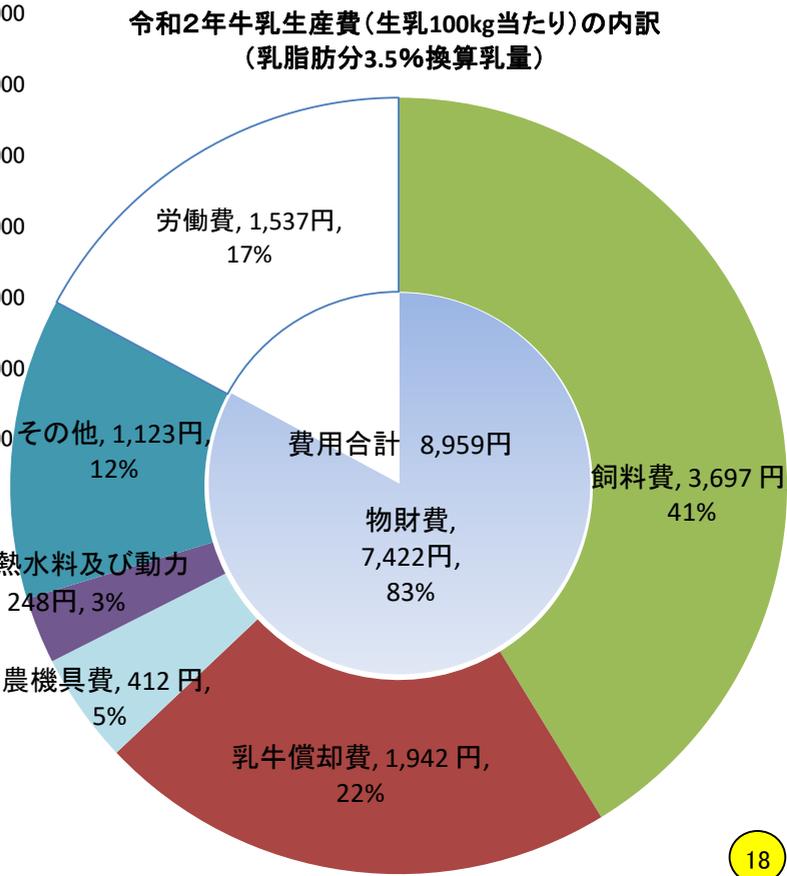
# 牛乳の生産コスト

- 牛乳生産費(搾乳牛1頭当たりの全算入生産費)は、近年、飼料費や初任牛価格の上昇により、令和2年(2020年)は、前年度比29,630円増の779,887円。
- 所得は前年度比21,677円減の246,178円。
- 費用(生乳100kg当たり、8,959円)のうち、飼料費(3,697円)をはじめ、乳牛償却費、農機具費など物財費で83%を占める。

全算入生産費(円) 北海道における生乳生産費と所得の推移(搾乳牛1頭当たり)



	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H30年度	R元年	R2年
全算入生産費	508,347	556,789	595,232	646,478	636,705	723,629	750,257	779,887
うち飼料費	196,186	223,178	256,252	295,997	335,074	348,342	357,953	367,148
所得	243,096	216,260	167,667	128,028	291,301	268,726	267,855	246,178



資料:農林水産省「畜産物生産費統計」  
 注1:飼料費について、H7年度から算定方法が変更されている。(自給牧草生産に係る労働等が、関係費目から分離され、労働費に含まれることとなった)  
 注2:調査期間について、平成30年度までは4月から翌年3月までとしていたが、令和元年からは1月から12月に変更となった。  
 注3:所得については、「畜産物生産費統計」を参考に、畜産振興課で算出。

# 酪農の経営安定対策

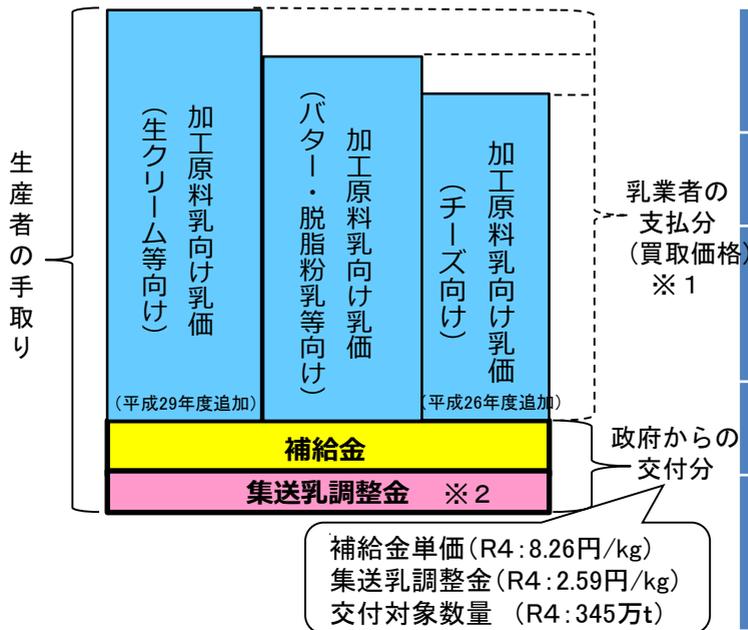
## ■ 加工原料乳生産者補給金制度(令和4年度(2022年度)予算:374億8,100万円)

- 平成30年(2018年)4月、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定等を図ることを目的に、暫定措置法を廃止し恒久法として畜安法を改正、指定団体に出荷している酪農家以外の酪農家にも生産者補給金を交付。
- 1又は2以上の都道府県の区域内について、あまねく集乳を行うことが確実と認められる事業者を指定し、集送乳が確実にできるよう指定事業者に対して集送乳調整金を交付。
- 令和4年度(2022年度)の交付対象数量345万トン、補給金単価8.26円/kg、集送乳調整金2.59円/kgに設定。

## ■ 加工原料乳生産者経営安定対策事業

- 加工原料乳の取引価格が補填基準価格(過去3年間の取引価格の平均)を下回った場合に、生産者に補填金(低落分の8割)を交付する事業。

### ■加工原料乳生産者補給金制度



区分	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	令和4年度予算
加工原料乳生産者補給金(百万円)	33,563	34,986	35,802	37,481	37,481
補給金単価(円/kg)	8.23	8.31	8.31	8.26	8.26
集送乳調整金(円/kg)	2.43	2.49	2.54	2.59	2.59
交付対象数量(万t)	340	340	345	345	345
認定数量(北海道)(万t)	288	297	303	—	—

※1 平成31年4月以降のホクレン用途別原料乳価格

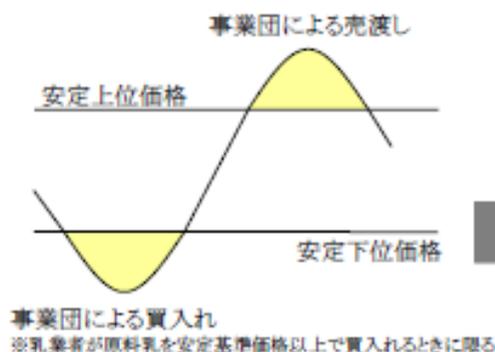
- ・ バター・脱脂粉乳等向け:75.46円/kg
- ・ チーズ向け:73.00円/kg
- ・ 生クリーム等向け:80.65円/kg(平均)

※2 H30.4から補給金と分離して、別々に算定

# 補給金制度の歴史

畜産物の価格安定に関する法律  
(昭和36～昭和40年度まで)

## 売買操作方式

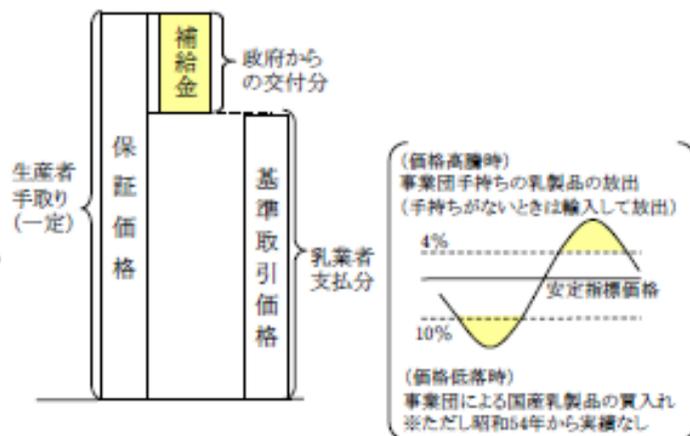


### 仕組み

- 安定上位価格と安定下位価格を設定し、指定乳製品の価格がその価格帯の中で安定するよう、事業団が売買操作
- 買入れの条件は、乳業者による安定基準価格以上での生産者への乳価の支払

旧加工原料乳制度  
(昭和41～平成12年度まで)

## 不足払方式

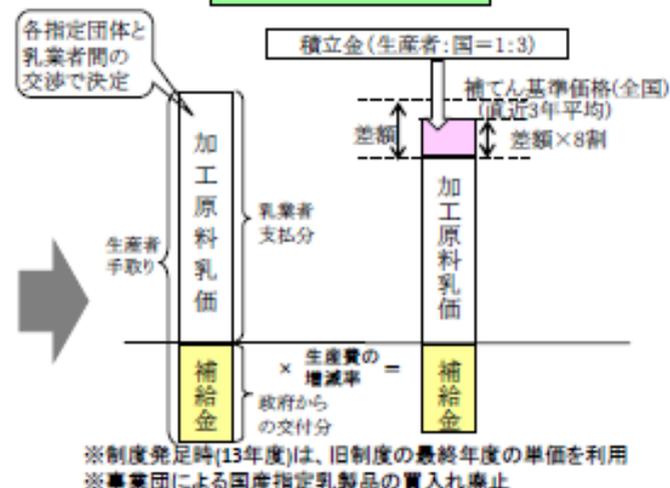


### 仕組み

- 指定団体による用途別取引と乳価プールの実施
- 保証価格(生産費)と基準取引価格(乳価)との差に補給金を交付
- 需給事情等を考慮した交付対象数量の設定
- 県単位の一元集荷・多元販売
- 昭和54年から生産者の自主的取組による計画生産の実施

現行制度  
(平成13年度から)

## 固定払方式



### 仕組み

- 加工原料乳に対する補給金(ゲタ)の交付
- 需給事情等を考慮した交付対象数量の設定
- 加工原料乳の全国平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金(ナラシ)を交付
- 広域化による指定団体の機能強化

# 生乳生産の特性と指定団体の役割

## ○ 生乳生産の特性

- ・ 毎日生産  
(子牛を出産後、毎日搾乳しないと乳房炎になる)
- ・ 腐敗しやすく貯蔵性がない液体  
(留めるための施設が必要、輸送コストが高い)
- ・ 季節などにより需給が変動  
(牛乳の需要は夏が多く冬が少ない。一方、牛の乳量は夏が少なく冬が多いなど)
- ・ 消費地から遠隔の零細な生産者が多い

## ○ 指定団体の役割

地域の酪農家を代表して、

- ① 乳業メーカーとの乳価交渉の代行
- ② 低コストでの集送乳 (農家から生乳を集め、工場に送る)
- ③ 需給変動に応じた適正な販売の実現

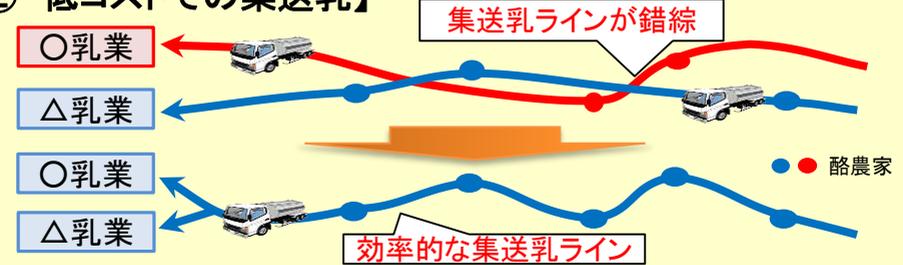
日々欠かせず保存が効かない飲用牛乳(高い乳価)へ優先的に仕向けつつ、残りの乳(余乳)を捨てることなく乳製品用途(低い乳価)へ確実に販売。これらを合算し、結果的に地域におけるプール乳価が決定。このプール乳価を基本に、酪農家ごとの乳成分による加算などをしたうえで各戸へ乳代を支払い

- (1) 飲用牛乳の需要期に不足分を他地域から移送し、不需要期に過剰な生乳で乳製品を製造する飲用牛乳と乳製品の調整
- (2) 天候による消費変動や、取引先の稼働中止などによる日々の配乳調整

### 【① 乳業メーカーとの乳価交渉の代行】



### 【② 低コストでの集送乳】

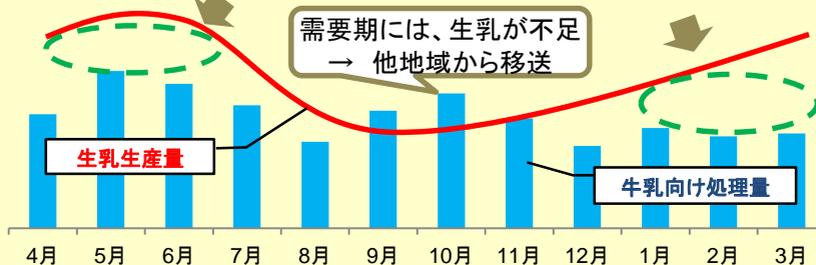


### 【③-(1) 飲用牛乳と乳製品の調整】

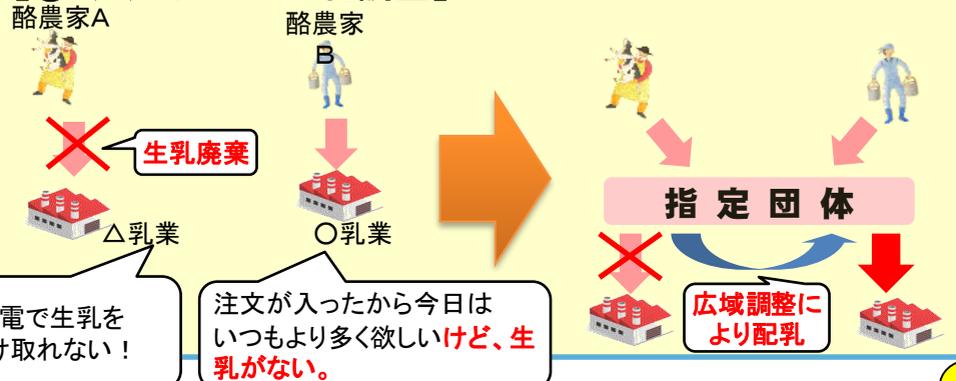
牛乳向けの生乳需給(都府県)

不需要期には、生乳が過剰 → 乳製品の製造を通じた需給調整

需要期には、生乳が不足  
→ 他地域から移送

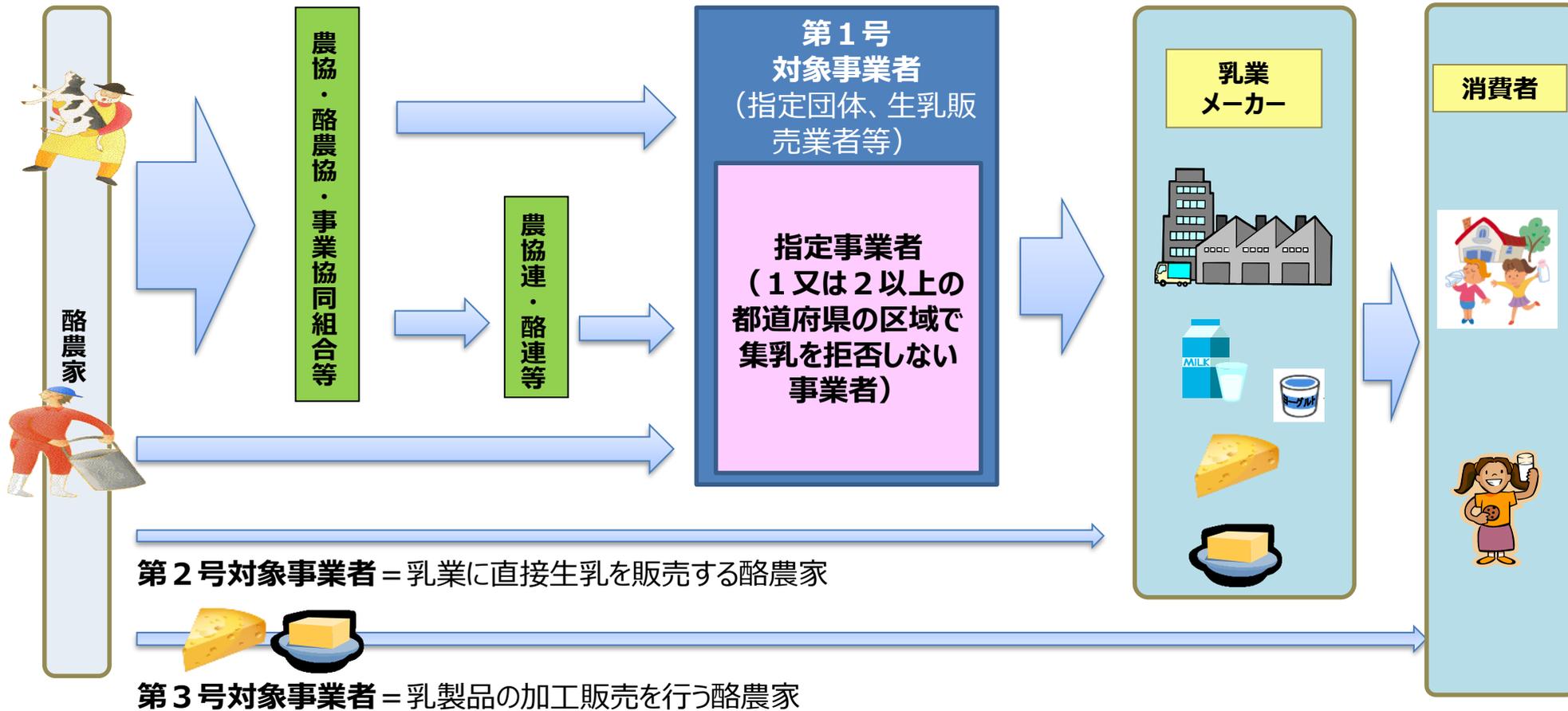


### 【③-(2) 日々の配乳調整】



# 改正畜産経営安定法における生乳流通（イメージ）

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



- **対象事業者（第1～3号）**は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として指定され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

# 令和4年度の各事業者の交付対象数量

○ 63事業者(第2号対象事業者、第3号対象事業者の重複を除く)に対し、令和4年度の交付対象数量を合計 3,450,000.0トン配分。

事業者名	交付対象数量
ホクレン農業協同組合連合会	3,112,174.0 トン
サツラク農業協同組合	5,796.0 トン
カネカ食品株式会社	977.6 トン
富士乳業株式会社	6,027.8 トン
株式会社MMJ	1,543.9 トン
東北生乳販売農業協同組合連合会	72,874.4 トン
関東生乳販売農業協同組合連合会	114,824.7 トン
北陸酪農業協同組合連合会	3,500.4 トン
東海酪農業協同組合連合会	14,191.2 トン
近畿生乳販売農業協同組合連合会	650.2 トン
中国生乳販売農業協同組合連合会	13,679.5 トン
四国生乳販売農業協同組合連合会	3,424.0 トン
九州生乳販売農業協同組合連合会	95,459.5 トン
沖縄県酪農農業協同組合	65.7 トン

第1号対象事業者・・・14事業者 合計 3,445,188.9 トン

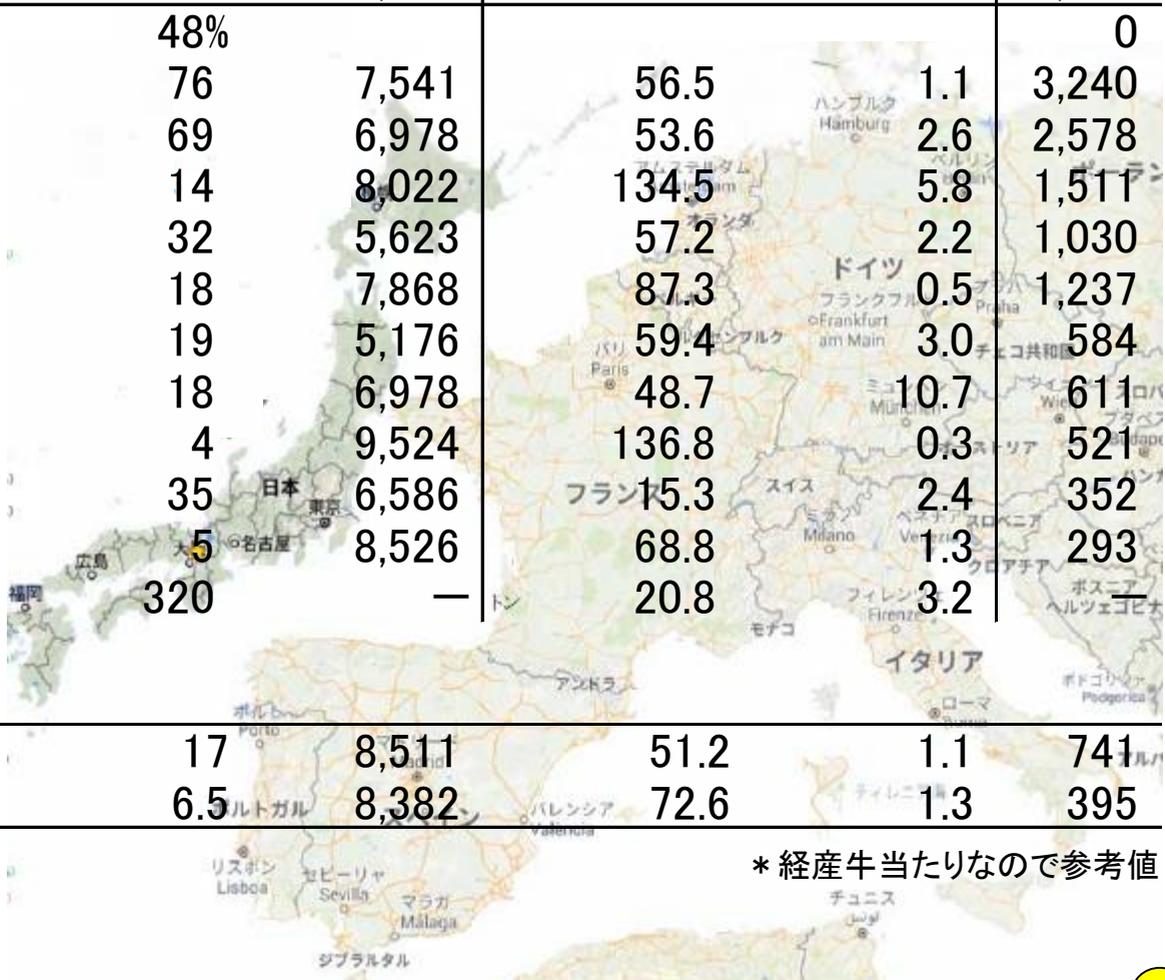
第2号対象事業者・・・ 21事業者 合計 3,113.6 トン

第3号対象事業者・・・ 30事業者 合計 1,697.5 トン

(令和4年4月1日時点)

# 北海道とEUの比較

	永年採草・放牧地 (万ha)	経産牛頭数 (千頭)	酪農家戸数 (千戸)	1頭当たり 乳量 (kg)	戸当たり 経産牛頭数 (頭)	頭当たり 面積 (ha/頭)	生乳 生産量 (万t)
EU28	6,611	23,359	610	6,817	38.3	2.8	15,924
(主要10か国)	67%	72%	48%				0
ドイツ	465	4,296	76	7,541	56.5	1.1	3,240
フランス	944	3,695	69	6,978	53.6	2.6	2,578
イギリス	1,095	1,883	14	8,022	134.5	5.8	1,511
イタリア	404	1,831	32	5,623	57.2	2.2	1,030
オランダ	77	1,572	18	7,868	87.3	0.5	1,237
アイルランド	336	1,128	19	5,176	59.4	3.0	584
スペイン	939	876	18	6,978	48.7	10.7	611
デンマーク	19	547	4	9,524	136.8	0.3	521
オーストリア	130	534	35	6,586	15.3	2.4	352
スウェーデン	44	344	5	8,526	68.8	1.3	293
(その他)	2,158	6,653	320	—	20.8	3.2	—
主に2014年値	FAOSTAT	農水省調べ					
日本	97.5	871	17	8,511	51.2	1.1	741
北海道	59.5	471	6.5	8,382	72.6	1.3	395
主に2015年値	耕地及び 作付面積統計	畜産統計等					* 経産牛当たりなので参考値



# 牛乳乳製品の輸入制度

- ・ 生乳の生産・需要は、天候の変動(冷夏や猛暑)等の影響により不安定化しやすいため、保存性の高いバターや脱脂粉乳は需給調整弁の機能を有している。
- ・ バターや脱脂粉乳の輸入を国家貿易等により適切に管理することで、国内の生乳需給を円滑に調整し、牛乳・乳製品の安定供給に寄与している。

## ○ 牛乳・乳製品の輸入特性

鮮度が求められるフレッシュ物を除き、品質面での国産品の優位性は小さい

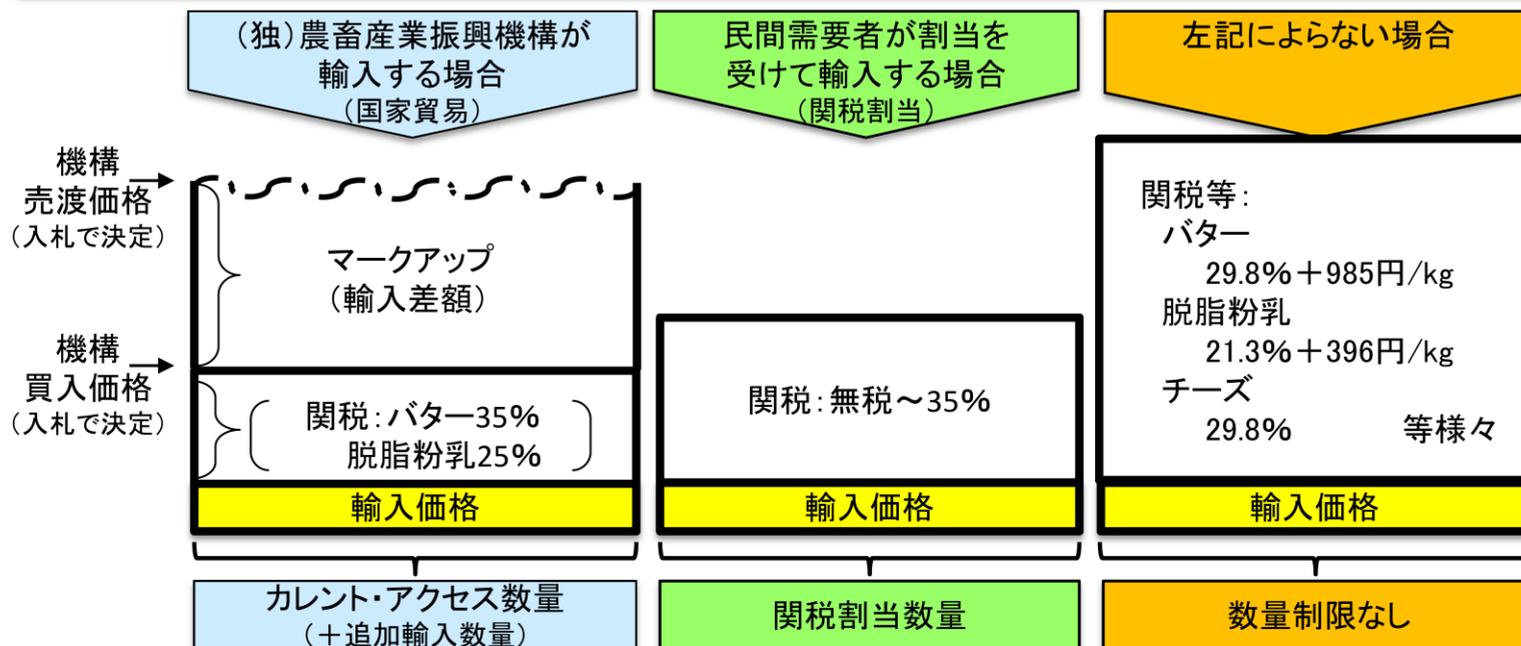
バターと脱脂粉乳は、相互に主産物であり副産物でもある

内外価格が逆転すれば、原料乳製品としての輸入が急増

一方が輸入に置き換われれば、他方も国内生産は不可能

バターや脱脂粉乳の輸入が無秩序に増えれば、国内の生乳需給は大きく不安定化。

## ○ 牛乳・乳製品の輸入形態



<用語の解説>

※1 カレント・アクセス:

(独)農畜産業振興機構(機構)が、国際約束に従って、生乳換算13.7万トン/年のバター・脱脂粉乳等を輸入するもの。

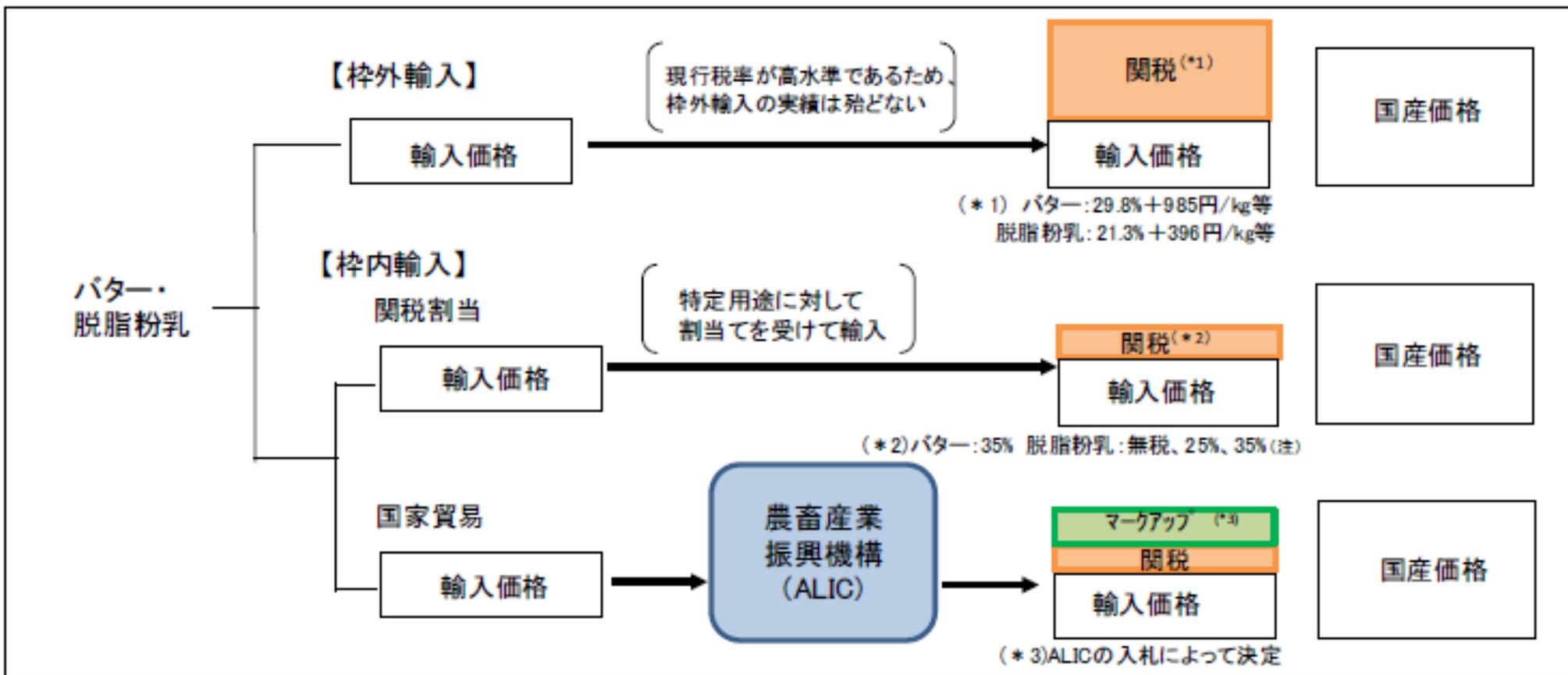
※2 追加輸入:

機構が、カレント・アクセスによる輸入を実施しても、なお不足が生じるおそれのある場合に、農林水産大臣の承認を受けて、バター・脱脂粉乳等を輸入するもの。

※3 関税割当:

国際約束に従って、アクセス機会の確保のため、特定の用途に対して一定の低関税数量が割り当てられた措置。

# バター・脱脂粉乳の輸入制度



(注) バター  
 35%: 沖縄還元利用等  
 脱脂粉乳  
 無税: 学校給食用  
 25%: 沖縄還元利用等(無糖)  
 35%: 沖縄還元利用等(加糖)

# バター・脱脂粉乳の輸入量(製品重量)

(単位:トン、百万円、円/kg)

品目 (関税番号)	地域・国名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
		輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	(シェア)	輸入額	CIF価格
バター  (0405.10 - 110, 121, 129, 210, 221, 229 0405.20 - 010, 090 0405.90 - 110, 190, 210, 221, 229)	豪州	168	97	196	117	266	146	214	107	177	(1.7%)	97	550
	ニュージーランド	5,487	3,370	11,422	6,713	13,247	7,163	10,334	4,915	6,737	(64.9%)	3,857	573
	米国	46	41	493	315	1,123	590	428	177	133	(1.3%)	69	516
	EU	4,429	3,161	6,498	4,705	8,975	5,674	5,886	3,506	3,158	(30.4%)	2,446	774
	フランス	643	664	1,231	1,095	2,263	1,738	2,368	1,799	1,877	(18.1%)	1,592	848
	オランダ	2,326	1,466	3,361	2,252	3,791	2,167	1,879	843	716	(6.9%)	433	605
	ドイツ	1,108	817	1,654	1,139	1,655	990	730	366	249	(2.4%)	184	739
	ベルギー	312	179	196	165	929	593	583	322	209	(2.0%)	157	751
	アイルランド	0	0	1	2	280	144	300	151	85	(0.8%)	49	572
	イギリス	4	4	3	3	2	2	16	15	14	(0.1%)	17	1,216
その他	129	98	1,004	631	446	370	288	259	180	(1.7%)	142	790	
合計		10,259	6,768	19,612	12,481	24,057	13,942	17,151	8,964	10,385	(100.0%)	6,611	637

品目 (関税番号)	地域・国名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
		輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	(シェア)	輸入額	CIF価格
脱脂粉乳  (0402.10 - 110, 121, 129, 211, 212, 221, 222, 229 0402.21 - 211, 212, 221, 222, 229 0402.29 - 211, 220, 291)	豪州	7,247	1,854	4,960	1,176	3,551	1,043	2,125	628	386	(13.7%)	162	419
	ニュージーランド	13,154	3,599	6,714	1,736	3,862	1,269	1,896	656	1,775	(63.1%)	759	428
	米国	5,753	1,351	2,732	594	1,356	368	974	290	496	(17.6%)	145	293
	EU	9,251	2,311	3,998	833	3,616	1,032	2,436	718	157	(5.6%)	49	314
	ドイツ	897	238	368	83	894	279	397	140	-	-	-	-
	ベルギー	6,355	1,514	1,735	356	1,169	314	323	99	25	(0.9%)	9	380
	フランス	1,496	431	724	152	446	118	332	95	125	(4.4%)	38	301
	アイルランド	22	5	100	22	-	-	50	15	-	-	-	-
	オランダ	100	25	900	189	839	246	1,334	370	8	(0.3%)	2	308
	イギリス	25	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		35,405	9,115	18,405	4,340	12,385	3,712	7,431	2,291	2,814	(100.0%)	1,116	397

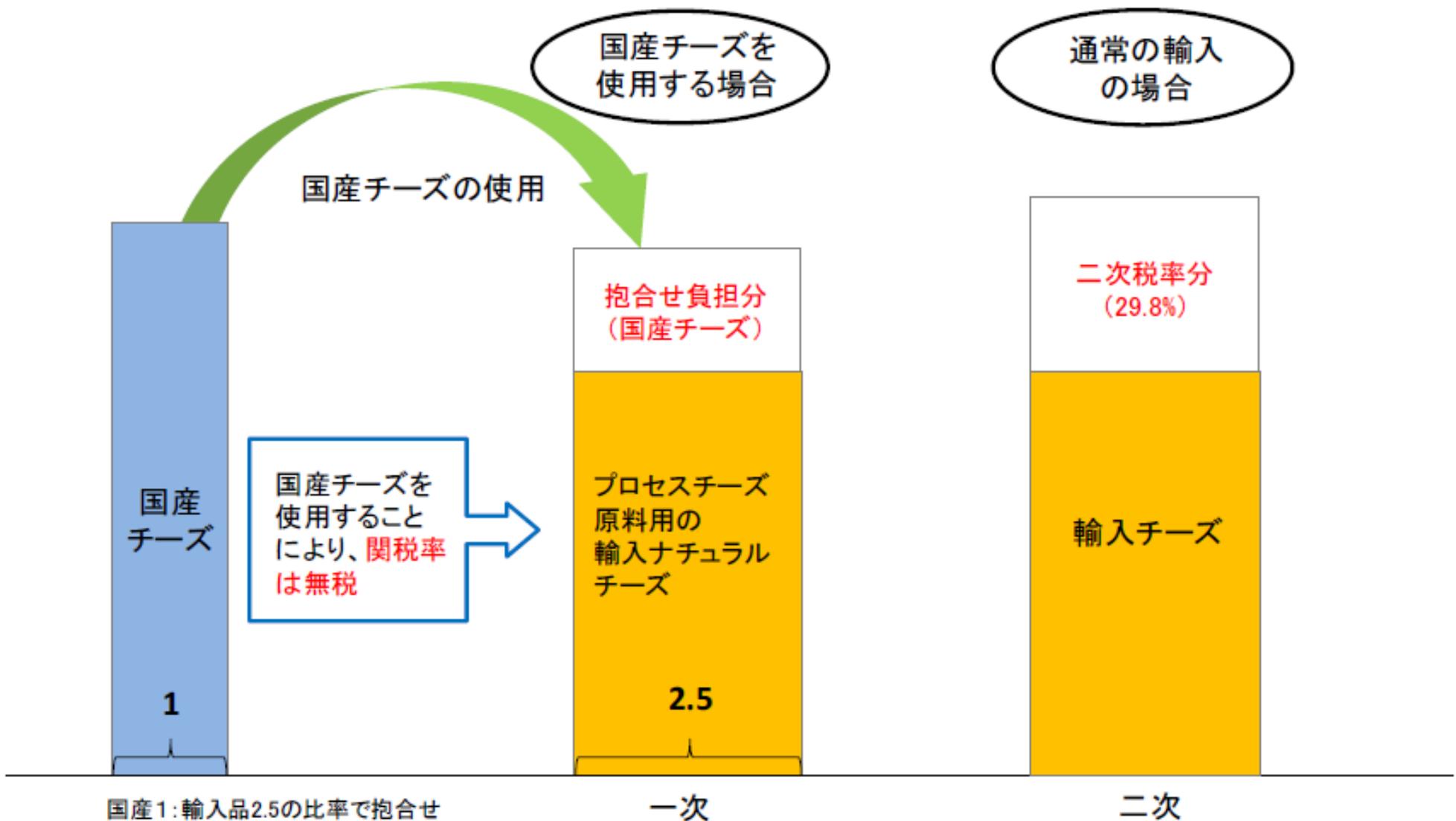
出典:財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」

(注1)イギリスは令和2年2月1日にEUを離脱したが、数値の連続性を保つため、表中ではEUに含めて集計している。

(注2)「-」:輸入実績なし

「0」:0.5トン、0.5百万円未満の実績あり

# プロセスチーズ原料用チーズの関税割当(抱合せ)制度



# ホエイ・チーズの輸入量(製品重量)

(単位:トン、百万円、円/kg)

品目 (関税番号)	地域・国名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度				
		輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	(シェア)	輸入額	CIF価格	
ホエイ  (0404.10-111, 119, 121, 122, 129, 139, 142, 149, 151, 159, 161, 162, 169, 179, 182, 189 0404.90-116, 126, 136 (注))	豪州	4,735	1,089	2,984	626	1,622	250	1,007	208	1,144	(6.5%)	331	289	
	ニュージーランド	702	248	359	198	624	300	266	178	546	(3.1%)	278	508	
	米国	2,727	1,520	2,283	1,213	3,034	1,728	1,777	802	1,782	(10.1%)	1,102	619	
	EU	11,251	2,809	11,815	2,882	10,459	2,604	10,910	2,891	9,898	(56.3%)	2,525	255	
	ドイツ	4,774	1,000	6,086	1,198	5,970	1,088	5,578	1,042	5,585	(31.8%)	1,170	210	
	フランス	2,876	605	2,468	499	1,849	429	2,033	448	1,645	(9.4%)	391	238	
	オランダ	1,234	735	1,415	845	1,473	880	1,647	1,144	1,209	(6.9%)	665	551	
	ポーランド	-	-	264	33	225	29	541	71	636	(3.6%)	96	150	
	スペイン	279	45	480	69	567	77	389	41	222	(1.3%)	31	139	
	イギリス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	5,136	1,828	4,997	1,793	4,642	1,712	3,971	1,633	4,197	(23.9%)	1,933	461	
合計		24,551	7,494	22,438	6,711	20,382	6,594	17,931	5,712	17,567	(100.0%)	6,170	351	

品目 (関税番号)	地域・国名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
		輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	(シェア)	輸入額	CIF価格
チーズ  (0406.10-010, 020, 090 0406.20-100, 200 0406.30-000 0406.40-010, 090 0406.90-010, 090)	豪州	82,444	36,942	84,884	40,173	77,811	34,655	69,668	29,912	60,803	(21.3%)	27,850	458
	ニュージーランド	62,996	28,824	61,798	28,699	67,085	30,002	59,461	25,991	58,789	(20.5%)	27,287	464
	米国	32,776	16,853	33,958	17,471	35,771	17,585	36,492	18,572	39,057	(13.7%)	22,144	567
	EU	93,023	51,092	103,141	54,433	109,319	54,995	121,751	58,940	124,989	(43.7%)	65,740	526
	オランダ	28,064	11,885	29,867	11,598	31,996	12,025	33,445	12,709	34,386	(12.0%)	14,270	415
	ドイツ	16,260	7,074	18,067	6,951	20,154	7,642	26,224	9,985	24,328	(8.5%)	10,115	416
	デンマーク	17,342	9,517	18,630	9,714	16,510	8,647	17,359	8,856	18,474	(6.5%)	9,823	532
	アイルランド	7,599	3,245	10,229	4,438	12,950	5,356	16,475	6,650	17,512	(6.1%)	8,115	463
	フランス	10,715	8,200	11,752	9,567	11,084	8,312	11,721	8,603	12,050	(4.2%)	9,517	790
	イギリス	193	182	316	289	445	360	388	323	192	(0.1%)	205	1,069
	その他	4,857	2,823	5,421	3,023	5,669	2,971	4,369	2,251	2,460	(0.9%)	1,773	720
合計		276,096	136,535	289,202	143,799	295,655	140,207	291,742	135,666	286,099	(100.0%)	144,794	506

出典:財務省「貿易統計」

(注1)イギリスは令和2年2月1日にEUを離脱したが、数値の連続性を保つため、表中ではEUに含めて集計している。

(注2)「-」:輸入実績なし

「0」:0.5トン、0.5百万円未満の実績あり

※ホエイのタリフラインについては、平成30年12月30日より、以下の通り一部改正がなされた。

平成30年12月29日まで → 平成30年12月30日から

0404.10-129 → 0404.10-125, -126, -127, -128

0404.10-139 → 0404.10-135, -136, -137, -138

0404.10-149 → 0404.10-145, -146, -147, -148

0404.10-169 → 0404.10-165, -166, -167, -168

0404.10-179 → 0404.10-175, -176, -177, -178

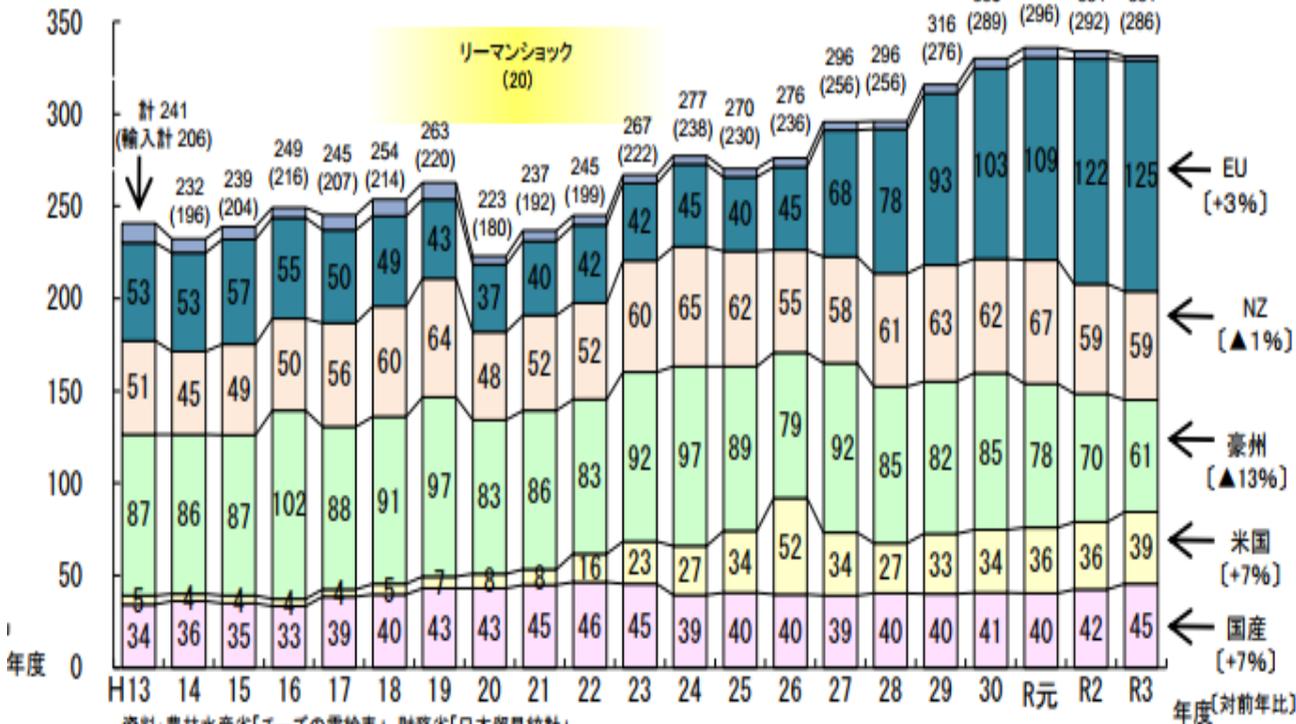
0404.10-189 → 0404.10-185, -186, -187, -188

# 我が国のチーズ消費量

- チーズの輸入量は、景気の落ち込み等により減少した年もあるものの、総じて、右肩上がり伸びてきている。
- チーズの国内生産量も、おおむね増加傾向で推移。平成22年度に過去最高の4万6千トンとなったものの、生乳生産の減少等に伴い、やや減少。
- 我が国のチーズ消費量は、他国の水準と比べれば依然として低い水準にあることから、今後も堅調な伸びが見込まれる。

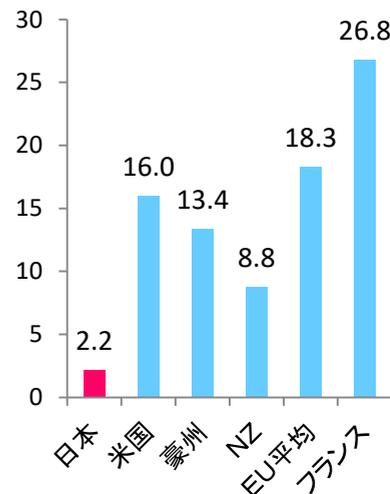
(千トン)

(千トン)



輸入計(令和3年度)  
286千トン  
(86%)

【参考】  
国別1人当たり消費量  
(平成27年)



資料: 農林水産省「チーズの需給表」、財務省「日本貿易統計」  
 注: 国産は、ナチュラルチーズの生産量(プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの生産量を含む)  
 輸入は、ナチュラルチーズ及びプロセスチーズの国別輸入量  
 注: 英国はR2年2月1日にEUを離脱したが、数値の連続性を保つため、グラフ中ではEUに含めて集計している。  
 注: 国産ナチュラルチーズ生産量について、H22年以前とH23年以降に連続性はない。

# 道内のチーズ生産施設数

## 道内のナチュラルチーズ生産施設数

◆ 道内のナチュラルチーズ生産施設数 158施設（R3年度末現在）

- うち ① 乳業会社（年間生乳処理量1,000トﾝ以上） 18施設  
 ② 手づくり工房（年間生乳処理量1,000トﾝ未満） 128施設  
     （うち 農家工房 68施設  
           専門工房 48施設  
           3セク等 12施設）  
 ③ 学校等 12施設

### ○ 道内のナチュラルチーズ生産施設数の推移

年度	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
新設数	9	7	8	6	5	11	8	8	5	3	7	7	3	4
廃止数	1	2	2	3	3	2	1	0	4	0	3	4	1	4
施設数	105	110	116	119	121	130	137	145	146	149	153	156	158	158

※ 「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく承認数。  
 廃止数に休止の施設は含まない。

# 日EU・EPAの大枠合意内容(チーズ)

- ソフト系チーズは、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含め、一括して関税割当に留め、枠数量は、国産と輸入を含めた国内消費の動向を考慮して、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。
- 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴータ等)やクリームチーズ(乳脂肪45%以下)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長い撤廃期間を確保(段階的に16年目に撤廃)。
- プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合わせ無税の関税割当制度は維持。

## (1) 関税割当の対象となるチーズ (ソフト系チーズ)

チーズの種類		TPPでの合意内容	現行関税	枠数量及び枠内税率	枠外税率	
ナチュラルチーズ	クリームチーズ(乳脂肪45%以上)、モッツアレラ等	関税維持	29.8%	・ 枠数量 20,000トン(初年度) →31,000トン(16年目) [17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定]	現状維持	
	ブルーチーズ	関税削減	29.8%			
	熟成チーズのうち、ソフトチーズ(カマンベール等)	関税維持	29.8%			
ナチュラルチーズを加工したチーズ	シュレッドチーズ	関税撤廃	22.4%			・ 枠内税率 段階的に16年目に撤廃
	おろし及び粉チーズ(プロセスチーズ)		40.0%			
	プロセスチーズ	関税割当	40.0%			

## (2) 関税撤廃の対象となるチーズ (ハード系チーズ)

チーズの種類		TPPでの合意内容	現行関税	税率
ナチュラルチーズ	クリームチーズ(乳脂肪45%以下)	関税撤廃	29.8%	段階的に16年目に撤廃
	熟成チーズのうち、ハードチーズ(チェダー、ゴータ等)		29.8%	
ナチュラルチーズを加工したチーズ	おろし及び粉チーズ(ナチュラルチーズ)		26.3%	

## (3) 現行のプロセスチーズ原料用チーズ

現行制度	合意内容
「国産抱合せ要件付き関税割当制度」 ※国産品の使用を条件に無税輸入(主にチェダー、ゴータ等)を認める制度(国産品:輸入品=1:2.5)	現行制度維持

# 日EU・EPAの大枠合意内容(脱脂粉乳・バター)

○脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内。

## 既存のWTO枠

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 約束数量 13.7万トン(生乳換算)  
(対象品目:脱脂粉乳、バター、ホエイ等)
- 枠内税率  
脱脂粉乳 25%、35%+マークアップ(\*1)  
バター 35%+マークアップ(\*1)

+

脱脂粉乳、バターが  
不足している場合に実施

## 追加的な輸入

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 輸入量:不足分  
(追加輸入の実績)

(生乳換算、万トン)

年度	2014	2015	2016
脱脂粉乳・ バター	18.8	15.6	13.6

## 既存のWTO枠

今後も継続  
(変更せず)

+

## EU枠

- ユーザー、商社等による輸入(民間貿易)
- 枠数量(生乳換算)  
12,857トン→15,000トン(6年目)  
(脱脂粉乳・バター等(\*2)の合計)
- 枠内税率(段階的に削減)  
脱脂粉乳 25%、35%+130円/kg → 25%、35%(11年目)  
バター 35%+290円/kg → 35%(11年目)

(\*1)ALICの入札によって決定される額。最近5年間のマークアップは、脱脂粉乳88円/kg~280円/kg、バター284円/kg~649円/kg。

(\*2)脱脂粉乳・バター等には、全粉乳、バターミルクパウダー、加糖れん乳を含む。

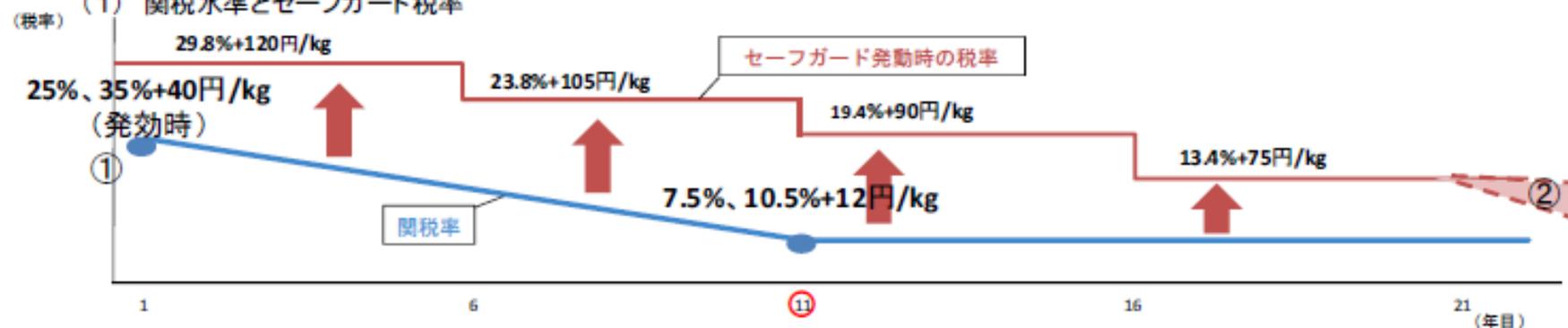
# 日EU・EPAの大枠合意内容(ホエイ)

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、関税削減にとどめ(TPPでは関税撤廃)、11年目以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持。
- 輸入急増に対するセーフガード※を確保。

(※ 21年目の発動数量: 8,011トン(脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準))

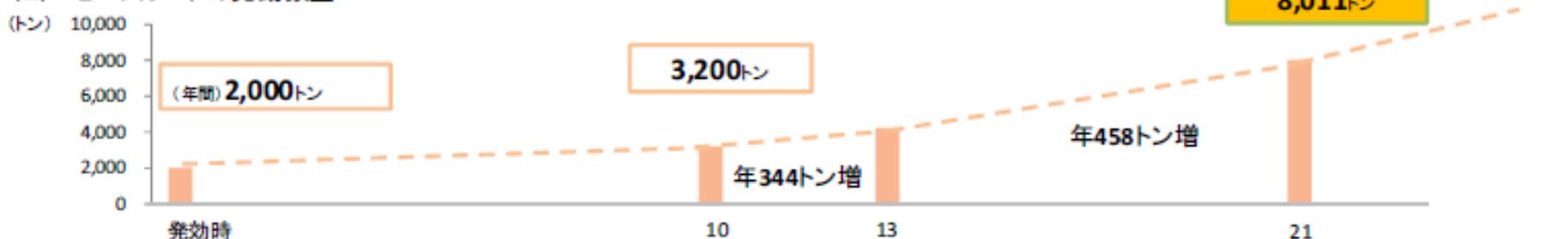
## ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税水準とセーフガード税率



- ① 発効時の関税水準は、H26～H28の3年間の平均輸入価格(292円/kg)で換算すると113～142円/kg程度  
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%、35%に加えてマークアップを徴収 (H23～27年の5年間では59円～255円/kg)  
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg, 687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率  
・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減  
・3年間発動がなければ終了

(2) セーフガードの発動数量



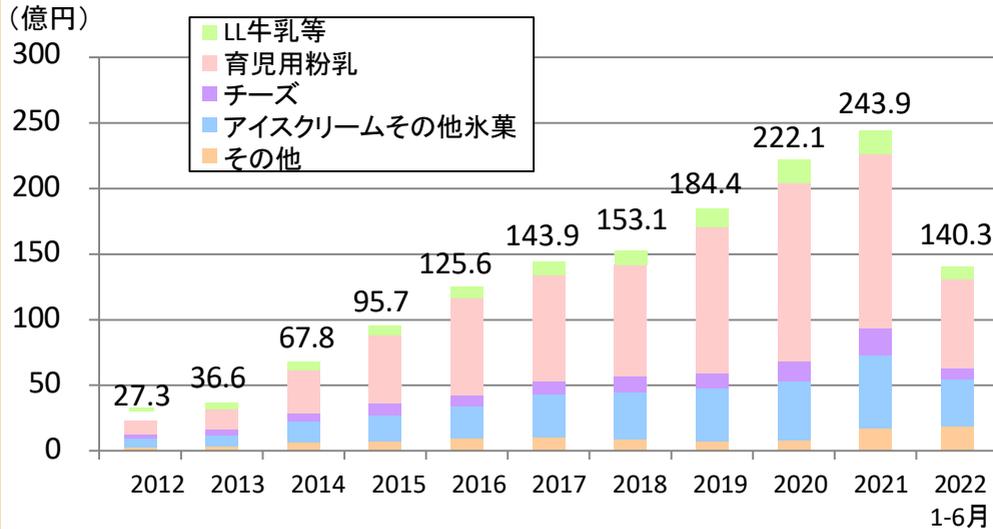
(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

# 牛乳乳製品の輸出

## 日本産牛乳・乳製品の輸出実績

対前年比  
(2021年)  
109.8%

対前年同期比  
(2022年1-6月)  
120.0%



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標 720億円  
(2025年輸出目標:328億円)

○ 輸出可能国・地域  
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等

○ 輸出解禁協議中の国  
中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))

### 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

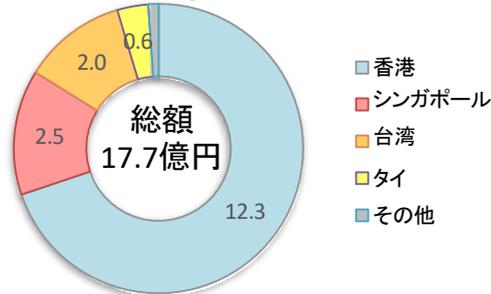
- 増頭奨励事業等の活用による生乳生産量の維持・拡大  
(2030年度に生乳生産量780万トン)
- 輸出先国が求める条件に対応した輸出施設の整備
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築



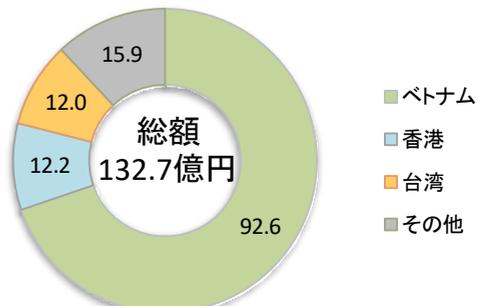
## 主要品目の国・地域別輸出実績(2021年)

資料:財務省「貿易統計」

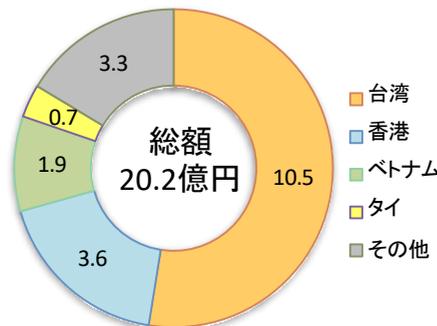
### LL牛乳等



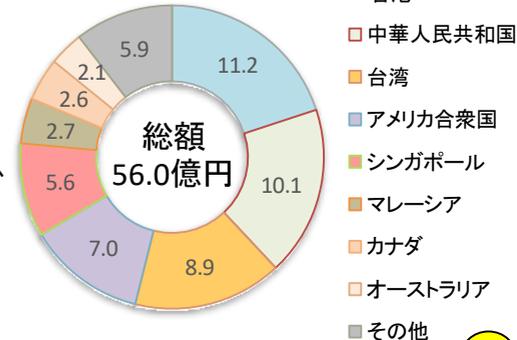
### 育児用粉乳



### チーズ



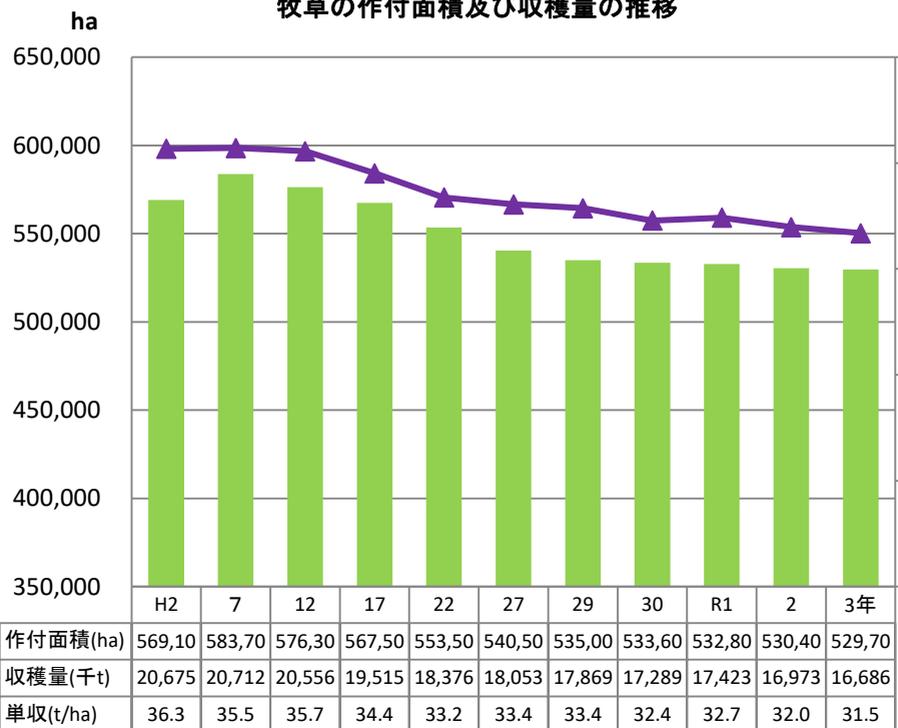
### アイスクリームその他氷菓



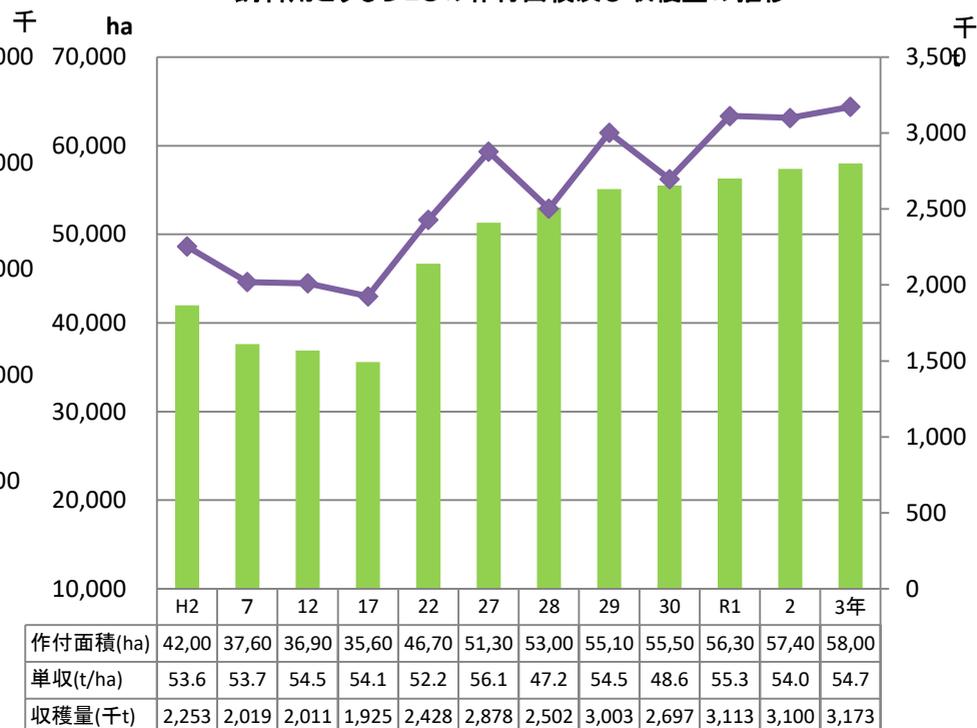
# 飼料作物生産の状況

- 牧草作付面積は、近年減少傾向で推移し、令和3年(2021年)は529,700haと前年から700ha減。
- 牧草の単位当たり収量は、3,150kg/10a(前年比 98.4%)、収穫量は16,973千トン(前年比 98.3%)
- 飼料用とうもろこしの作付面積は、近年増加傾向で推移し、令和3年(2021年)は58,000haと前年から600ha増。
- 飼料用とうもろこしの単位当たり収量は5,470kg/10a(前年比 101.3%)、収穫量は3,173千トン(前年比102.4%)。

牧草の作付面積及び収穫量の推移



飼料用とうもろこしの作付面積及び収穫量の推移

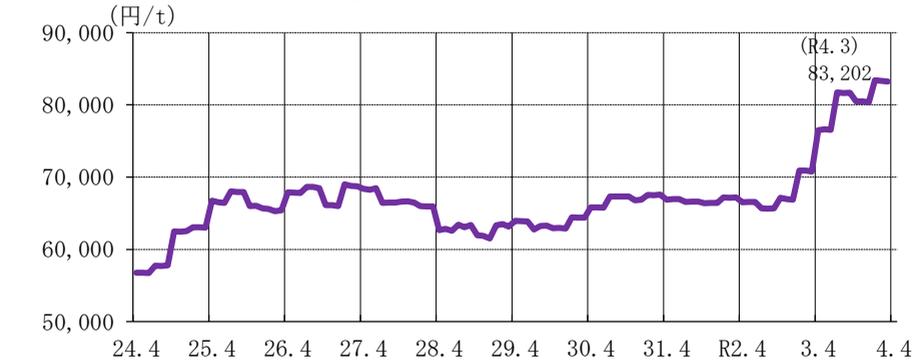




# 5 配合飼料の状況

- 配合飼料は、原料である穀物のほとんどを海外から輸入しており、原料の国際市況、為替相場、海上運賃などの影響により価格は変動するが、とうもろこしの輸入価格の上昇等により令和3年(2021年)7月以降、8万円台を超える価格に上昇し、令和4年(2022年)3月は83,202円/トン。
- 急激な配合飼料価格の上昇の影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度が設けられており、令和2年度(2020年度)第4四半期(1-3月)以降、通常補填の発動が続いており、令和3年度(2021年度)第1四半期(4-6月)には、8年ぶりに異常補填が発動し、第4四半期(1-3月)まで継続して発動。
- 北海道における配合飼料の生産量は近年微増傾向で推移。

## ■ 配合飼料工場渡し価格の推移(全国)



資料:農林水産省「飼料月報」

## ■ 北海道における配合飼料の生産量の推移



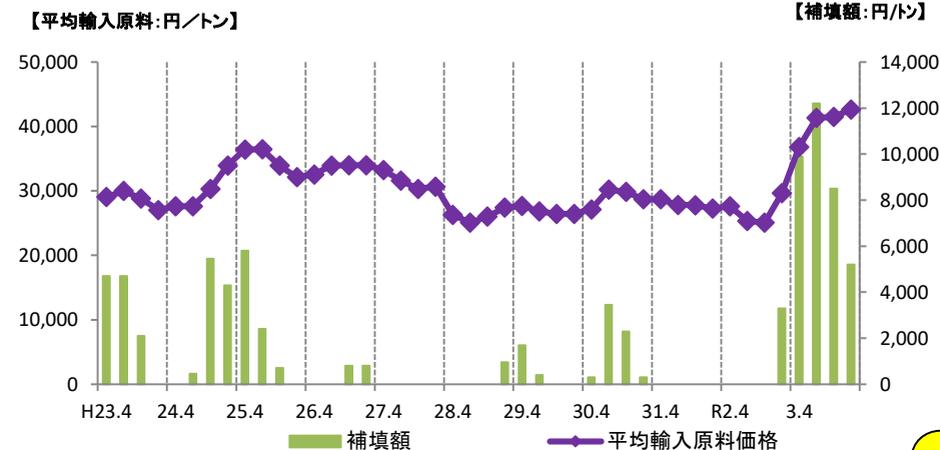
資料:農林水産省「飼料月報」

## ■ 配合飼料価格安定制度における平均輸入原料価格の補填額の推移

(単位:円/トン)

区分	四半期	月期	平均輸入原料価格	通常補填額	異常補填額
R2年度	1	4-6	27,655	0	0
	2	7-9	25,349	0	0
	3	10-12	25,078	0	0
	4	1-3	29,669	3,300	0
3年度	1	4-6	36,835	3,999	5,901
	2	7-9	41,353	4,934	7,266
	3	10-12	41,520	4,372	4,128
	4	1-3	42,665	3,451	1,749

資料:農林水産省公表資料



資料:農林水産省公表資料

# 畜産環境

- 国は、令和2年(2020年)4月に「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を公表。道では、令和3年(2021年)3月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年(1999年))に基づく「北海道家畜排せつ物利用促進計画」を策定。
- 道・(総合)振興局・市町村の各段階に設置された「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により、関係者が連携を図りながら家畜排せつ物の適正な管理の指導等を実施するとともに、良質な堆肥・液肥の生産と適切な施用等の取組を推進。

## ■家畜排せつ物の発生・管理

- R3年(2021年)の家畜排せつ物の発生量は、約2,036万トンと推計され、全体の9割が牛の排せつ物。
- 家畜排せつ物の処理・利用としては、堆肥が61%、スラリーが22%。
- 家畜排せつ物のほとんどが、堆肥・液肥として農地に還元。67%が経営内用、30%が耕種農家等への経営外利用、その他3%が浄化处理等。

区分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	馬	計(千t)
ふん	9,905	3,577	582	532	274	14,870
尿	2,987	1,364	1,076	—	60	5,487
計	12,892	4,941	1,658	532	334	20,357
割合(%)	63.3	24.3	8.1	2.6	1.7	100.0

## ■畜産経営に起因する苦情発生

- R2年(2020年)の苦情発生件数は25件。水質・悪臭に関することが多い。

区分	悪臭	水質	害虫	野積み	その他	計
H29年	10	14	1	6	7	33
30	8	12	—	3	6	28
R1年	11	10	—	4	9	29
2	6	11	—	5	6	25
3	8	9	—	5	11	32

資料:道畜産振興課調べ(前年7月~当年6月)  
「計」は実数のため内訳の合計とは一致しない

## ■家畜排せつ物利用のバイオマスプラント

- 家畜排せつ物を利用したバイオマスプラントは、100施設が導入され、発生するバイオガスを熱及び電気エネルギーに利用。

施設数	100施設 (R3年3月末現在)
ガス利用形態	発電74 (うち売電実績68)、熱利用85 ※重複62

## ■指導体制

- H15年(2003年)8月に、道・(総合)振興局・市町村の各段階に、「畜産環境整備緊急指導チーム」を設置し、家畜排せつ物法の管理基準が適用されるまでの施設整備の促進や個別農家指導を実施。
- 家畜排せつ物法の完全施行(H16年(2004年)11月)に伴い、前記の緊急指導チームに代わり、「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」を新たに設置し、管理の適正化を推進。

区分	巡回調査	指導・助言	
		うち指導・助言	うち勧告
H24年度	882	0	0
25	741	0	0
26	779	0	0
27	476	0	0
28	519	0	0
29	470	0	0
30	481	0	0
R1年度	549	0	0
2	364	0	0
3	580	0	0

# 家畜衛生対策の推進

## ■ 道内の家畜伝染病の発生状況

主要な家畜伝染病について清浄化が進んでいるが、牛のヨーネ病は継続して発生。R4年4、5月に高病原性鳥インフルエンザが4事例発生。

## ■ 発生予防、予察を目的としたサーベイランス

- 24か月齢以上の乳用及び肉用繁殖牛を対象としたヨーネ病検査（5年間で道内を一巡）
- 牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持確認サーベイランスとして、種雄牛や輸入牛を対象とした検査（令和3年度(2021年度)から）。
- 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ、牛伝達性海綿状脳症(BSE)、腐蛆病等について、関係法令等に基づき検査

## ■ まん延防止を目的とした発生農場対策

【ヨーネ病】北海道ヨーネ病防疫対策実施要領に基づく同居牛の検査等の措置

## ■ 検査頭数及び患畜発生頭数(家きんは羽数、蜜蜂は群数)

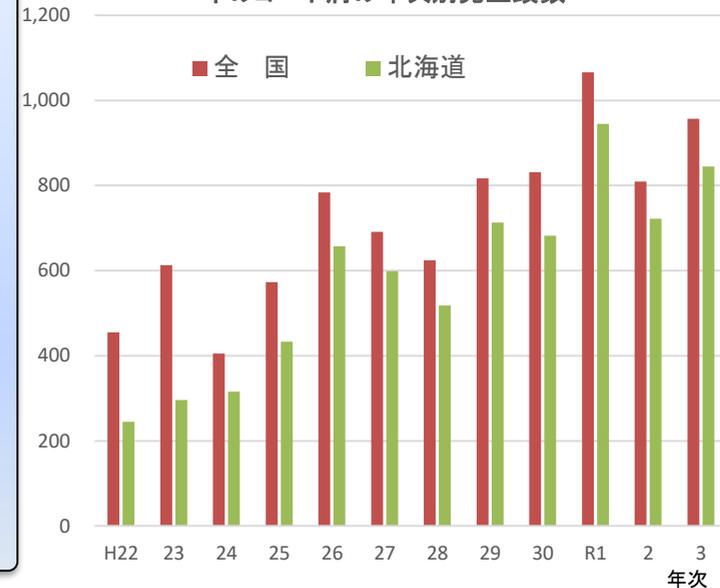
事業名	家畜	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		道内最終発生年
		検査頭数	患畜											
ブルセラ症	牛	86,460	0	92,053	0	7,210	0	3,417	0	3,115	0	331	0	昭和46年
結核	牛	86,076	0	86,557	0	7,109	0	3,325	0	3,036	0	255	0	平成7年
ヨーネ病	牛	227,079	518	281,491	713	269,824	682	301,581	942	322,273	722	341,590	845	令和3年
伝達性海綿状脳症	牛	37,589	0	36,540	0	38,700	0	17,275	0	10,924	0	10,292	0	平成21年
高病原性鳥インフルエンザ	家きん	4,090	1*	4,431	0	4,030	0	3,980	0	4,030	0**	3,943	0	令和4年***
腐蛆病	蜜蜂	32,614	0	31,862	1	32,105	0	32,885	0	30,981	0	31,167	0	平成29年

\* H28.12、同居する鶏283,952羽を疑似患畜として殺処分

\*\* R3.1.21、千葉県の発生農場の疫学関連として、アイガモのヒナ637羽を疑似患畜として殺処分

\*\*\* R4.4~5、4事例の高病原性鳥インフルエンザが発生。鶏518,811羽、エミュー585羽を疑似患畜として殺処分

牛のヨーネ病の年次別発生頭数



# 第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画のポイント

現行の第7次計画で目標として定める「産基盤の強化」と「収益力の向上」をベースに、令和12年度(2030年度)を目標年度とする第8次計画では、本道の酪農・肉用牛経営が外的要因にも影響されにくい「**経営体質の強化**」を図るとともに、関連業界と連携し「**生産体制の強化**」や「**需要の創出**」を進めることで、足腰が強く、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指す。

## 経営体質の強化 ~外的要因にも影響されにくい経営~

### 酪農経営

#### 生産基盤の強化

- 家族経営体の経営力の強化と協業法人の推進
- 畜産クラスター事業等の効果的な活用
- 施設整備のコスト低減

#### 収益力の向上

- ベストパフォーマンスの実現
- スマート農業技術の活用
- 経営管理能力の向上
- 放牧酪農の推進
- 性別別精液や和牛精液等の効果的な活用
- 乳牛改良の推進

### 肉用牛経営

#### 生産基盤の強化

- 肉用牛経営と酪農経営の連携
- 一貫経営の推進
- 和牛の生産拡大

#### 収益力の向上

- 多様な肉用牛経営の育成
- 飼養管理技術の向上
- 肉用牛の改良の加速化

### 地域連携・持続的発展

#### 労働負担の軽減

- 営農支援組織の活用
- 営農支援組織の機能強化

#### 多様な人材の育成・確保

- 次世代につながる人材の育成・確保
- 経営資源の継承

#### 飼料基盤のフル活用

- 自給飼料の生産・利用拡大
- 草地の植生改善 等

#### 畜産環境対策及び家畜衛生対策の充実・強化

## 生産体制の強化 ~生産・製造・販売が一体となった生産~

### ○ 生乳の安定的な生産

- ・ 地域営農支援システムの充実等による計画的かつ高品質な生乳の安定的な生産
- ・ 指定事業者などの関係者と緊密な連絡調整による適切な配乳調整
- ・ 製造施設の整備や需要創出による消費者ニーズに即した高品質な牛乳乳製品の安定的な供給



### ○ 災害等に強い酪農・畜産の確立

- ・ 災害時における営農活動の継続に向けた対策
- ・ 需要の確保に向けた関係者における不断の緊密な連携
- ・ 都府県への効率的かつ安定的な農畜産物等の輸送



## 需要の創出 ~出口を見据えた生産~

### ○ 食の安全と消費者の信頼確保

- ・ 生産資材の適切な利用
  - GAPやHACCPの考えに基づき、生産段階でのポジティブリスト制度に対応した農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底、生産履歴の記帳・保管、搾乳機器の適正使用、抗菌剤の適切な選択と慎重な使用
- ・ 衛生管理の充実・強化
  - 各種法令の遵守や衛生管理の高度化、事故発生時の的確な対応などの危機管理体制の構築
- ・ 消費者への理解醸成
  - 生産現場や畜産物の「見える化」等による理解醸成、観光産業や小売業、飲食業等と連携し情報発信

### ○ ブランド力の向上

- ・ 牛乳乳製品や牛肉のPR、各種登録・認証制度等によるブランド化や差別化



### ○ 輸出の推進

- ・ 特に旺盛な需要が見込まれるアジア等への輸出環境の整備

## 目指す姿

## 数量目標 (H30年度 → R12年度)

### 乳牛

飼養農家戸数 5,970 戸 → 5,010 戸  
 頭数 801 千頭 → 837 千頭  
 生乳生産量 397万トンを → 440万トン  
 (内訳)  
 飲用向け 116万トン (道外移出 57万トン)  
 脱脂粉乳・バター向け 138万トン  
 チーズ向け 49万トン  
 生クリーム等向け 132万トン  
 その他食品原料向け 2万トン  
 自家消費等 3万トン

### 乳業

(飲用) 工場数 17 → 16  
 稼働率 61% → 70%  
 (乳製品) 工場数 24 → 23  
 稼働率 57% → 65%

### 肉用牛

飼養農家戸数 2,536 戸 → 2,400 戸  
 (内訳)  
 肉専用種繁殖経営 1,710 → 1,560  
 肉専用種肥育経営 58 → 50  
 肉専用種一貫経営 341 → 350  
 乳用種・交雑種育成経営 203 → 150  
 乳用種・交雑種肥育経営 91 → 130  
 乳用種・交雑種一貫経営 133 → 160  
 頭数 513 千頭 → 552 千頭

### 食肉処理施設

処理頭数 594 頭/日 → 720 頭/日  
 稼働率 73.6% → 80.0%以上

### 飼料

作付面積 589 千ha → 589 千ha  
 ・牧草 533 千ha → 523 千ha  
 ・デントコーン 55 千ha → 65 千ha  
 飼料自給率 52% → 62%

# 第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画の生産数量目標(令和3年(2021年)3月策定)

## 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

- 生乳の生産量の目標については、経産牛頭数の維持と経産牛1頭当たり乳量の増加を見込み設定。
- 乳牛の飼養頭数の目標については、目標年度における酪農家戸数や経営規模の拡大を見込み設定。

区分	総頭数 (頭)	成牛頭数 (頭)	経産牛頭数 (頭)	経産牛頭当たり 年間搾乳量 (kg)	生乳生産量 (千t)
現在 (平成30年度)	801,000	502,100	464,000	8,568	3,970
目標 (令和12年度)	837,000	525,000	490,000	9,000	4,400

## 乳牛の飼養規模拡大に関する事項

- 営農支援組織の強化や畜産クラスター事業等を活用した規模拡大、組織経営体の育成、ICTやIoT技術を活用した省力化に対する支援を実施。
- 牛群検定情報等の活用による適切な飼養・繁殖管理、性別別精液の活用等により、必要な乳牛頭数の確保を図る。

区分	①飼養農家戸数 (戸)	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 (②/①) (頭)
		②総頭数 (頭)	うち成牛頭数 (頭)	
現在 (平成30年度)	5,970	801,000	502,000	134.2
目標 (令和12年度)	5,010	837,000	525,000	167.1

## 飼料の自給率の向上

- 植生改善への取組を推進し、牧草の単収を3,240kg/10aから3,500kg/10aへ増加。
- サイレージ用とうもろこしの作付面積を55,500haから65,500haに拡大。
- イアコンサイレージなどの自給濃厚飼料等の生産・利用の拡大を推進。
- ビートパルプなど食品製造副産物の生産状況を把握し、飼料への利用の取組を推進。

区分	現在(平成30年度)	目標(令和12年度)	
飼料自給率(%)	乳用牛	61	71
	肉用牛	20	30
	牛合計	52	62
飼料作物の作付延べ面積(ha)	589,100	589,100	

## 肉用牛の飼養頭数の目標

- 一貫経営への移行や繁殖雌牛の増頭、和牛受精卵及び黒毛和種精液を活用した乳牛からの交雑種生産等を見込み設定。

区分	肉用牛 総頭数 (頭)	肉専用種				乳用種等		
		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
現在 (平成30年度)	512,800	75,600	53,600	59,500	188,700	182,700	141,400	324,100
目標 (令和12年度)	552,000	80,800	54,200	63,700	198,700	192,100	161,200	353,300

## 肉用牛の飼養規模拡大に関する事項

- 飼養管理技術の向上、地域の飼料資源等の活用や品種特性を活かした肉用牛生産の推進、生産技術の改善等による道内肥育仕向け率の向上などに重点をおいた取組を推進。

区分	飼養農家 戸数 (戸)	肉用牛飼養頭数(頭)			
		総数	肉専用種	乳用種等	
肉専用種 繁殖経営	現在(平成30年度)	1,710	97,900	97,900	
	目標(令和12年度)	1,560	106,400	106,400	
肉専用種 肥育経営	現在(平成30年度)	58	24,900	24,900	
	目標(令和12年度)	50	25,100	25,100	
肉専用種 一貫経営	現在(平成30年度)	341	65,900	65,900	
	目標(令和12年度)	350	67,200	67,200	
乳用種・交雑種 育成経営	現在(平成30年度)	203	82,800	82,800	
	目標(令和12年度)	150	90,300	90,300	
乳用種・交雑種 肥育経営	現在(平成30年度)	91	117,200	117,200	
	目標(令和12年度)	130	127,800	127,800	
乳用種・交雑種 一貫経営	現在(平成30年度)	133	124,100	124,100	
	目標(令和12年度)	160	135,200	135,200	
合計	現在(平成30年度)	2,536	512,800	188,700	324,100
	目標(令和12年度)	2,400	552,000	198,700	353,300

ご静聴ありがとうございました！

